

○ 兵庫県警察組織規程

〔昭和58年4月1日本部訓令第2号〕

〔沿革〕 昭和58年8月本部訓令第10号、59年2月第2号、3月第5号、60年3月第5号、8月第12号、12月第17号、61年3月第3号、62年3月第7号、63年3月第5号、平成元年3月第7号、2年3月第13号、7月第22号、3年3月第5号、4年3月第9号、3月第14号、6月第28号、5年3月第2号、3月第6号、6年3月第4号、9月第17号、7年3月第2号、5月第10号、8年3月第4号、9年3月第5号、9年12月第19号、10年3月第4号 11年3月第4号 12年3月第2号、13年3月第3号、14年3月第3号、15年3月第4号、3月第9号、12月第25号、12月第28号、16年3月第7号、9月第13号、11月第17号、12月第20号、17年4月第8号、10月第9号、12月第14号、18年3月第9号、5月第25号、10月第33号、19年3月第3号、5月第12号、7月第20号、20年3月第4号、12月第23号、第24号、21年3月第5号、8月第18号、22年3月第4号、23年3月第2号、3月第4号、24年3月第1号改正

兵庫県警察組織規程（昭和52年兵庫県警察本部訓令第3号）の全部を改正する。

兵庫県警察組織規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）	15
第2章 組織	15
第1節 警察本部（第3条―第8条）	15
第2節 神戸市警察部（第9条）	16
第2節の2 方面本部（第9条の2）	16
第3節 警察学校（第10条）	16
第4節 警察署（第11条―第14条）	16
第3章 職制	17
第1節 警察本部（第15条―第26条）	17
第2節 神戸市警察部（第27条・第27条の2）	18
第2節の2 方面本部（第27条の3・第27条の4）	18
第3節 学校（第28条―第32条）	19
第4節 警察署（第33条―第38条）	19
第5節 専門職（第39条―第41条）	20
第4章 交番等の設置等（第42条・第43条）	20
第5章 職の任免（第44条・第45条）	20
第6章 補則（第46条・第47条）	21
附則	21

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第56条の規定に基づき、兵庫県警察の組織の細目について必要な事項を定めるものとする。

（警察職員）

第2条 兵庫県警察に、警察職員（以下「職員」という。）として、警察官のほか、次に掲げる職員（以下「一般職員」という。）を置く。

- (1) 職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）別表第1、別表第2、別表第3又は別表第4の適用を受ける職員
- (2) 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）別表第1の適用を受ける職員（以下「技能職員」という。）

第2章 組織

第1節 警察本部

（課及び室に置く係）

第3条 課及び監察官室に、係（方面班その他これに準ずるものを含む。次項において同じ。）を置く。

2 係の名称及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。

（室に置く方面分室）

第3条の2 監察官室に、方面分室を置く。

2 方面分室の名称、位置及び担当区域は、別表第1の2のとおりとする。

3 方面分室に、係を置く。

4 係の名称及び分掌事務は、別表第1の3のとおりとする。

（所に置く科及び係）

第4条 科学捜査研究所に、科及び係を置く。

2 科並びに係の名称及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。

（場に置く係）

第5条 運転免許試験場に、係を置く。

2 係の名称及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。

（隊に置く隊本部、方面隊等）

第6条 機動捜査隊、機動パトロール隊、鉄道警察隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、隊本部及び方面隊又は分駐隊を置く。

2 方面隊又は分駐隊の名称、位置及び担当の区域、道路又は路線は、別表第3のとおりとする。

3 隊本部及び方面隊又は分駐隊に、係を置く。

4 係の名称及び分掌事務は、別表第4のとおりとする。

(生活安全特別捜査隊に置く係)

第6条の2 生活安全特別捜査隊に係を置く。

2 係の名称及び分掌事務は、別表第4のとおりとする。

(機動隊に置く隊本部、中隊等)

第7条 機動隊に、隊本部及び中隊を置く。

2 隊本部に係を、中隊に小隊を置く。

3 隊本部に置く係並びに中隊の名称及び分掌事務は、別表第4のとおりとする。

(課の附置機関)

第8条 次の表の左欄に掲げる課に、同表の右欄に掲げる附置機関を置く。

課 名	附 置 機 関 名
総 務 課	公安委員会補佐室 取調べ監督室
県 民 広 報 課	県民相談センター 情報センター 音楽隊
会 計 課	監査室 営繕管理室
装 備 課	機動装備隊
情 報 管 理 課	照会センター
留 置 管 理 課	篠山留置施設
警 務 課	警察官採用センター 被害者支援室
教 養 課	人材育成センター
厚 生 課	健康管理センター 職員相談室
刑 事 企 画 課	犯罪捜査支援室 捜査指導室
捜 査 第 一 課	検視官室
捜 査 第 二 課	告訴センター
捜 査 第 三 課	ひったくり事件対策室
鑑 識 課	機動鑑識隊
組 織 犯 罪 対 策 課	国際捜査室 通訳センター
暴 力 団 対 策 課	暴力団排除対策室
生 活 安 全 企 画 課	生活安全指導室 ストーカー・DV対策室 犯罪抑止対策室
地 域 企 画 課	航空隊
地 域 指 導 課	雑踏警備対策室
交 通 規 制 課	交通管制センター
交 通 指 導 課	放置駐車管理センター 交通反則通告センター
交 通 捜 査 課	暴走族対策室
運 転 免 許 課	運転免許更新センター 但馬運転免許センター
外 事 課	国際テロリズム対策室 来日外国人問題対策室

2 音楽隊、篠山留置施設、航空隊及び但馬運転免許センター、取調べ監督室に置く方面分室、検視官室に置く方面分室、機動鑑識隊に置く方面班、交通反則通告センターに置く地区別センター並びに運転免許更新センターに置く明石運転免許更新センター、阪神運転免許更新センター及び神戸優良・高齢運転者運転免許更新センターの位置は、別表第5のとおりとする。

第2節 神戸市警察部

(庶務課に置く係)

第9条 庶務課に、係を置く。

2 係の名称及び分掌事務は、別表第6のとおりとする。

第2節の2 方面本部

(方面本部に置く係)

第9条の2 方面本部に、係を置く。

2 係の名称及び分掌事務は、別表第6の2のとおりとする。

第3節 警察学校

(学校に置く係)

第10条 警察学校(以下「学校」という。)に、係を置く。

2 係の名称及び分掌事務は、別表第7のとおりとする。

第4節 警察署

(警察署に置く課)

第11条 警察署に置く課の名称は、別表第8のとおりとする。

2 前項の課の分掌事務は、別表第9のとおりとする。

(課の分掌事務の特例)

第12条 警察署長(以下「署長」という。)は、特に必要があると認めるときは、臨時に、一の課の所掌に属する事務を他の課に行

わせることができる。

(課に置く係又は隊)

第13条 課に、係又は隊を置く。

2 係又は隊の名称は、別表第8のとおりとする。

3 係又は隊の分掌事務は、別表第10のとおりとする。

4 署長は、特に必要があると認めるときは、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得て、前項の係の分掌事務を変更することができる。

(警視派出所等及び警備派出所に置く係又は隊)

第14条 警視派出所及び警部派出所（以下「警視派出所等」という。）に係を、警備派出所に隊を置く。

2 係又は隊の名称及び分掌事務は別表第11のとおりとする。

3 署長は、特に必要があると認めるときは、本部長の承認を得て、前項の係又は隊の分掌事務を変更することができる。

第3章 職制

第1節 警察本部

(課に置く職)

第15条 課に、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職務を行わせる。

(1) 次席 課の総括的運営について課長を補佐し、課長補佐（課長補佐を兼務する主幹を含む。第21条第2項及び第23条第2項において同じ。）以下の職員を指揮監督する。

(2) 課長補佐 別表第1に定める担当事務について課長を補佐し、係長以下の職員を指揮監督する。

(3) 係長 係の事務を担当し、主任以下の職員を指揮監督する。

(4) 主任 係の事務を分担し、係員を指揮監督する。

(5) 係員 係の事務を処理する。

(室に置く職)

第16条 監察官室に、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職務を行わせる。

(1) 次席 室の総括的運営について室長を補佐し、室長補佐（室長補佐を兼務する主幹を含む。第23条第2項において同じ。）以下の職員を指揮監督する。

(2) 室長補佐 別表第1及び別表第1の3に定める担当事務について室長を補佐し、係長以下の職員を指揮監督する。

(3) 係長、主任及び係員 前条第3号から第5号までの規定を準用する。

(所に置く職)

第17条 科学捜査研究所に、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職務を行わせる。

(1) 次長 所の総合的運営について所長を補佐し、所長補佐及び科長以下の職員を指揮監督する。

(2) 所長補佐 別表第2に定める担当事務について所長を補佐し、係長以下の職員を指揮監督する。

(3) 科長 科の事務を担当し、主任研究員及び研究員を指揮監督する。

2 前項に規定する職のほか、所の所掌事務を処理するため、必要により、係長、主任及び係員を置く。この場合において、第15条第3号から第5号までの規定を準用する。

(場に置く職)

第18条 運転免許試験場に、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職務を行わせる。

(1) 次席 場の総括的運営について場長を補佐し、場長補佐（場長補佐を兼務する主幹を含む。第23条第2項において同じ。）以下の職員を指揮監督する。

(2) 場長補佐 別表第1に定める担当事務について、場長を補佐し、係長以下の職員を指揮監督する。

(3) 係長、主任及び係員 第15条第3号から第5号までの規定を準用する。

(隊に置く職)

第19条 機動捜査隊、生活安全特別捜査隊、機動パトロール隊、鉄道警察隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職務を行わせる。

(1) 副隊長 隊の総括的運営について隊長を補佐し、隊長補佐（隊長補佐を兼務する主幹を含む。以下この条において同じ。）以下の職員を指揮監督する。

(2) 隊長補佐 別表第4に定める担当事務について隊長を補佐し、係長以下の職員を指揮監督する。

(3) 係長、主任及び係員 第15条第3号から第5号までの規定を準用する。

(機動隊に置く職)

第20条 機動隊に、前条第1項に規定する職のほか、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職務を行わせる。

(1) 中隊長 中隊の事務を担当し、小隊長以下の隊員を指揮監督する。

(2) 小隊長 小隊の事務を担当し、分隊長以下の隊員を指揮監督する。

(3) 分隊長 小隊の事務を分担し、隊員を指揮監督する。

(4) 隊員 隊務に服する。

(管理官)

第21条 次の課に、管理官を置く。

総務課

県民広報課

警務課

刑事企画課

捜査第一課

組織犯罪対策課
暴力団対策課
生活安全企画課
サイバー犯罪対策課
地域企画課
地域指導課
交通企画課
交通指導課
運転免許課
公安第一課
外事課

- 2 管理官は、命を受け、課の所掌事務のうち、重要事項に係るものについての調査、企画及び立案に参画するとともに、別表第1に定める担当事務を総括し、当該事務を処理する課長補佐以下の職員を指揮監督する。
- 3 本部長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、第1項に定める課以外の課に管理官を置くとともに、その担当事務を定めることができる。
- 4 本部長は、特に必要があると認めるときは、第2項の規定にかかわらず、臨時に、管理官の担当事務を変更することができる。
(調査官)

第22条 課、室、所、場及び隊に、調査官を置くことができる。

- 2 調査官(所に置くものを除く。)は、命を受け、課、室、場又は隊の所掌事務のうち、専門的事項に係るものについての企画、調査、研究及び指導に従事するとともに、別表第1又は別表第4に定める担当事務を総括し、部下職員を指揮監督する。
- 3 所に置く調査官は、命を受け、所の総合的施策に係る企画及び調整に関する事務を処理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、臨時に、調査官の担当事務を変更することができる。
(参事)

第23条 課、室及び場に、参事を置くことができる。

- 2 参事は、命を受け、課、室又は場の所掌事務のうち、重要事項に係るものについての調査、企画及び立案に参画し、当該事務を処理する課長補佐、室長補佐又は場長補佐以下の職員を指揮監督する。
- 3 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、参事に課の附置機関が分掌する事務を担当させることができる。この場合において、当該参事は当該事務を処理する部下職員を指揮監督する。

(主幹)

第24条 課、室、場及び隊に、主幹を置くことができる。ただし、隊に置く主幹は、隊長補佐を兼務するものに限る。

- 2 主幹(課長補佐、室長補佐、場長補佐又は隊長補佐を兼務するもの(以下この条、別表第1及び別表第4において「特定主幹」という。)を除く。)は、命を受け、課、室又は場の所掌事務のうち、専門的事項に係るものについての調査及び研究に従事するとともに、別表第1に定める担当事務を総括し、当該事務を処理する特定主幹(隊長補佐を兼務するものを除く。)、課長補佐、室長補佐又は場長補佐以下の職員を指揮監督する。
- 3 特定主幹は、別表第1又は別表第4に定める担当事務について、課長、室長、場長又は隊長を補佐し、係長以下の職員を指揮監督する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、臨時に、主幹の担当事務を変更することができる。

(上席係長)

第24条の2 課、室、所、場及び隊に、上席係長を置くことができる。

- 2 上席係長は、命を受け、係の事務を担当し、係長以下の職員(一般職員の係長及び主査を除く。)を指揮監督する。

(主査)

第25条 課、室、所、場及び隊に、主査を置くことができる。

- 2 主査は、命を受け、係の事務を分任し、主任以下の職員を指揮監督する。

(監察官付)

第26条 監察官に、監察官付を付する。

- 2 監察官付は、監察官の命を受け、監察官の事務を補助する。

第2節 神戸市警察部

(庶務課に置く職)

第27条 庶務課に置く職については、第15条の規定を準用する。

(上席係長)

第27条の2 庶務課に、上席係長を置くことができる。

- 2 上席係長は、命を受け、係の事務を担当し、係長以下の職員(一般職員の係長及び主査を除く。)を指揮監督する。

第2節の2 方面本部

(方面本部に置く職)

第27条の3 方面本部に、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職務を行わせる。

- (1) 補佐官 方面本部の事務について方面本部長を補佐し、係長以下の職員を指揮監督する。
- (2) 係長、主任及び係員 第15条第3号から第5号までの規定を準用する。

(上席係長)

第27条の4 方面本部に、上席係長を置くことができる。

- 2 上席係長は、命を受け、係の事務を担当し、係長以下の職員(一般職員の係長及び主査を除く。)を指揮監督する。

第3節 学校

(副校長等)

第28条 学校に、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職務を行わせる。

- (1) 副校長 学校の総括的運営について学校長を補佐し、校長補佐（第30条の2第1項に規定する学校主幹を含む。次条第2項及び第29条の2第2項において同じ。）以下の職員を指揮監督する。
- (2) 校長補佐 別表第7に定める担当事務について学校長を補佐し、係長以下の職員を指揮監督する。
- (3) 係長、主任及び係員 第15条第3号から第5号までの規定を準用する。

(管理官)

第29条 学校に、管理官を置く。

- 2 管理官は、命を受け、学校の所掌事務のうち、重要事項に係るものについての調査、企画及び立案に参画するとともに、別表第7に定める担当事務を総括し、当該事務を処理する校長補佐以下の職員を指揮監督する。

(参事)

第29条の2 学校に、参事を置くことができる。

- 2 参事は、命を受け、学校の所掌事務のうち、重要事項に係るものについての調査、企画及び立案に参画し、当該事務を処理する校長補佐以下の職員を指揮監督する。

(教育主事)

第30条 学校に、教育主事を置く。

- 2 教育主事は、命を受け、教育技法に関する調査、研究及び指導に当たる。

(主幹)

第30条の2 学校に、主幹（校長補佐を兼務するものに限る。次項及び別表第7において「学校主幹」という。）を置くことができる。

- 2 学校主幹は、別表第7に定める担当事務について学校長を補佐し、係長以下の職員を指揮監督する。

(上席係長)

第30条の3 学校に、上席係長を置くことができる。

- 2 上席係長は、命を受け、係の事務を担当し、係長以下の職員（一般職員の係長及び主査を除く。）を指揮監督する。

(主査)

第31条 学校に、主査を置くことができる。

- 2 主査は、命を受け、係の事務を分任し、主任以下の職員を指揮監督する。

(教官及び助教)

第32条 学校に、教官及び助教を置く。

- 2 教官は、学生 の教育訓練に従事し、助教は、教官の行う教育訓練を補助する。

第4節 警察署

(警察署に置く職)

第33条 警察署に、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職務を行わせる。

- (1) 副署長 警察署の総括的運営について署長を補佐し、課長（第34条に規定する警視派出所長、警部派出所長及び課付、第35条に規定する警備派出所長並びに第36条及び37条に規定する職を含む。）以下の職員を指揮監督する。
- (2) 課長 課の事務を担当し、係長以下の職員を指揮監督する。
- (3) 係長、主任及び係員 第15条第3号から第5号までの規定を準用する。

2 地域課等に置く直轄警ら隊に、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職務を行わせる。

- (1) 小隊長 隊の事務を担当し、分隊長以下の隊員を指揮監督する。
- (2) 分隊長 隊の事務を分担し、隊員を指揮監督する。
- (3) 隊員 隊務に服する。

(警視派出所等に置く職)

第34条 警視派出所等に、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職務を行わせる。

- (1) 警視派出所長又は警部派出所長

- ア 担当区域内における住民、関係機関及び関係団体との地域安全等に関する連絡調整を行い、住民等の要望を把握する。
- イ 担当区域内における警察安全相談並びに苦情の受理及び処理に関する警察署担当課長等との連絡調整を行う。
- ウ 担当区域内における行政サービスの向上に関するものを行う。

- (2) 課付 担当区域内における第14条第2項の事務を担当し、係長以下の職員を指揮監督する。

- (3) 係長、主任及び係員 第15条第3号から第5号までの規定を準用する。

(警備派出所に置く職)

第35条 警備派出所に、次の各号に掲げる職を置き、当該各号に定める職務を行わせる。

- (1) 警備派出所長

- ア 警備派出所の事務を総括し、小隊長以下の職員を指揮監督する。
- イ 警備区域内の警戒警備に関する関係機関及び団体との連絡調整を行う。

- (2) 小隊長、分隊長及び隊員 第33条第2項各号の規定を準用する。

(担当官)

第36条 次の表の左欄に掲げる警察署に、同表の右欄に掲げる警務官、刑事官、生活安全官、地域官、交通官、警備官、刑事生活安全官又は地域交通官（以下「担当官」という。）を置く。

警 察 署 名	職 名
姫路警察署	警 務 官
生田、兵庫及び姫路の各警察署	刑 事 官
生田、兵庫及び姫路の各警察署	生 活 安 全 官
神戸西、西宮、明石、加古川及び姫路の各警察署	地 域 官
神戸西、西宮、明石、加古川及び姫路の各警察署	交 通 官
生田警察署	警 備 官
東灘、灘、葺合、長田、須磨、垂水、神戸西、西宮、甲子園、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚、明石、加古川及び飾磨の各警察署	刑 事 生 活 安 全 官
東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、甲子園、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚及び飾磨の各警察署	地 域 交 通 官

2 担当官は、命を受け、警察署の事務のうち、専門的事項に係るものについての調査及び研究に従事するとともに、別表第12に定める担当事務を総括し、課長以下の職員を指揮監督する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に、警察署に、担当官を置くことができる。

(主幹)

第37条 警察署に、主幹を置くことができる。

2 主幹(課長を兼務するものを除く。)は、命を受け、警察署の事務のうち、専門的事項に係るものについての調査及び研究に従事する。

3 課長を兼務する主幹は、課の事務を担当し、係長以下の職員を指揮監督する。

(署長補佐)

第37条の2 警察署に、署長補佐を置くことができる。

2 署長補佐は、命を受け、警察署の事務のうち、特定事項に係るものについて署長を補佐し、当該事務を処理する係長以下の職員を指揮監督する。

(上席係長)

第37条の3 警察署に、上席係長を置くことができる。

2 上席係長は、命を受け、係の事務を担当し、係長以下の職員(一般職員の係長及び主査を除く。)を指揮監督する。

(主査)

第38条 警察署に、主査を置くことができる。

2 主査は、命を受け、係の事務を分任し、主任以下の職員を指揮監督する。

第5節 専門職

(医長等)

第39条 厚生課に、健康管理専門職として、医長及び医員並びに主任看護師及び看護師を置く。

(参事)

第40条 科学捜査研究所に、研究専門職として、参事を置くことができる。

2 参事は、命を受け、所の所掌事務のうち、重要事項に係るものについての鑑定、検査及び研究に従事し、当該事務を処理する科長以下の職員を指揮監督する。

(主幹等)

第41条 科学捜査研究所に、次の各号に掲げる研究専門職を置き、当該各号に定める職務を行わせる。

(1) 主幹 高度の専門的事項に関するものについての鑑定、検査、研究及び実験に従事し、当該事務を処理する科長以下の職員を指揮監督する。

(2) 主任研究員 科の事務を分担し、研究員を指揮監督する。

(3) 研究員 科の事務を処理する。

第4章 交番等の設置等

(交番等の設置等)

第42条 署長は、交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則(昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号)第2条に定める交番等の設置、移転、改築、統合、廃止又は所管区域若しくは名称の変更を行う必要があると認めたときは、別に定めるところにより、本部長に上申しなければならない。

(詰所の設置等)

第43条 所屬長は、必要があるときは、詰所を置くことができる。

2 前項の詰所を設置し、廃止し、又は移転しようとするときは、別に定めるところにより、本部長の承認を受けなければならない。

第5章 職の任免

(本部長による職の任免)

第44条 警視又は警部の階級にある警察官及びこれに相当する一般職員に係る職の任免は、本部長が行うものとする。

(所屬長による職の任免)

第45条 前条に規定する職以外の職の任免は、所屬長が行うものとする。この場合において、警務部警務課長(次項において「警務課長」という。)は、職の任免に関し、特に考慮すべき職員について、その内容、理由等を関係所屬長に通報するものとする。

2 所屬長は、駐在所勤務員に係る職の任免については、事前に警務課長と協議しなければならない。

3 所屬長は、前条の規定による職の任免があったとき及び第1項の規定により職の任免を行ったときは、職務任免簿(別記様式)により、その経過を明らかにしておかなければならない。

4 所属長は、第1項の規定により、職の任免を行ったときは、必要により、他の所属長に通報するものとする。

第6章 補則

(技能職員)

第46条 技能職員をもって充てる職及びその職務は、別表第13のとおりとする。

(顧問等)

第47条 本部長は、警察の事務について、専門的事項に係る意見を聴くため、一般学識経験者を、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等に委嘱することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年8月22日本部訓令第10号)

この訓令は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則 (昭和59年2月20日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和59年2月20日から施行する。

附 則 (昭和59年3月16日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月11日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、昭和60年5月20日から施行する。

附 則 (昭和60年8月9日本部訓令第12号)

この訓令は、昭和60年8月10日から施行する。

附 則 (昭和60年12月3日本部訓令第17号)

この訓令は、昭和60年12月3日から施行する。

附 則 (昭和61年3月10日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月11日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月24日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月23日本部訓令第7号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月27日本部訓令第13号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年7月26日本部訓令第22号)

この訓令は、平成2年7月31日から施行する。

附 則 (平成3年3月27日本部訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

(兵庫県警察処務規程の一部改正)

2 兵庫県警察処務規程(昭和39年兵庫県警察本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2副署長等の専決事項の部の注書き「有馬警察署等」の右に「及び佐用警察署等」を加える。

附 則 (平成4年3月11日本部訓令第9号)

(施行期日)

1 この訓令は、兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例(平成4年兵庫県条例第3号)の施行の日から施行する。

(兵庫県警察組織規程の運用についての一部改正)

2 兵庫県警察組織規程の運用について(昭和58年兵警務例規第5号)の一部を次のように改正する。

下記事項第6の1の表中「

暴力対策第一課管理官(暴力団追放対策担当)	暴力団追放対策室長
-----------------------	-----------

」を削る。

附 則 (平成4年3月27日本部訓令第14号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年4月6日本部訓令第26号)

この訓令は、兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例(平成4年兵庫県条例第34号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成5年3月4日本部訓令第2号)

この訓令は、平成5年3月13日から施行する。

附 則 (平成5年3月12日本部訓令第6号)

この訓令は平成5年4月1日から施行する。ただし、別表第3高速道路交通警察隊の款、姫路西分駐隊の項の改正規定は、同年3月25日から施行する。

附 則 (平成6年3月18日本部訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

(兵庫県警察処務規程の一部改正)

2 兵庫県警察処務規程(昭和39年兵庫県警察本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2副署長等の専決事項の部刑事企画課の項中

「2 統計原票の送付に關すること。」

○

○

を

「2 統計原票の送付に關すること。」

○

○

」に改め、同部の注書中「有馬警察署等及び」を削る。

(兵庫県警察術科指導者運用規程の一部改正)

3 兵庫県警察術科指導者運用規程(昭和40年兵庫県警察本部訓令第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

教養課	1 本部の各所屬(機動隊を除く。)
	2 神戸、阪神、東播及び淡路ブロックの各警察署
	3 その他警務部長が命ずる所屬

を

教養課	1 本部の各所屬(機動隊を
	2 その他警務部長が指定す

除く。)の所屬

に、

姫路警察署	西播ブロックの各警察署
豊岡警察署	但馬ブロックの各警察署

を

「警察署 警務部長が指定する警察署」

」に改める。

附 則 (平成6年9月30日本部訓令第17号)

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月30日本部訓令第2号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年5月11日本部訓令第10号)

この訓令は、平成7年5月22日から施行する。

附 則 (平成8年3月14日本部訓令第4号)

この訓令は、平成8年3月22日から施行する。

附 則 (平成9年3月13日本部訓令第5号)

この訓令は、平成9年3月24日から施行する。

附 則 (平成9年12月4日本部訓令第19号)

この訓令は、平成9年12月10日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日本部訓令第4号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第3交通機動隊の款淡路方面隊の項の改正規定並びに同表高速道路交通警察隊の款垂水分駐隊の項及び洲本分駐隊の項の改正規定並びに別表第4交通機動隊の款の改正規定(淡路方面隊に係る部分に限る。)及び同表高速道路交通警察隊の款の改正規定(垂水分駐隊及び洲本分駐隊に係る部分に限る。)は、同年4月5日から施行する。

附 則 (平成11年3月5日本部訓令第4号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日本部訓令第2号)

この訓令は、平成12年3月29日から施行する。

附 則 (平成13年3月9日本部訓令第3号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月5日本部訓令第3号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月6日本部訓令第4号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月18日本部訓令第9号)

この訓令は、平成15年3月29日から施行する。

附 則 (平成15年12月16日本部訓令第25号)

この訓令は、平成15年12月18日から施行する。

附 則 (平成15年12月26日本部訓令第25号)

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日本部訓令第7号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月7日本部訓令第13号)

この訓令は、平成16年9月7日から施行する。

附 則 (平成16年11月1日本部訓令第17号)

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月24日本部訓令第20号)

この訓令は、平成17年1月11日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日本部訓令第8号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第3高速道路交通警察隊の部丹南分駐隊の項の改正規定は、同年4月17日から施行する。

附 則 (平成17年10月1日本部訓令第9号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月13日本部訓令第14号)

この訓令は、平成18年1月23日から施行する。ただし、別表第11の改正規定は、同年2月16日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日本部訓令第9号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月31日本部訓令第25号)

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月20日本部訓令第33号)

この訓令は、平成18年10月25日から施行する。ただし、第8条第2項、別表第1の6の部運転免許課の款及び別表第5の改正規定は、平成19年1月22日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日本部訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月25日本部訓令第12号)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月2日本部訓令第20号)

この訓令は、平成19年7月2日から施行する。

附 則 (平成20年3月10日本部訓令第4号)

この訓令は、平成20年3月12日から施行する。ただし、別表第8須磨警察署の部及び飾磨警察署の部の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月23日本部訓令第14号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)による改正前の道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「旧法」という。)第51条の3第1項に規定する指定車両移動保管機関が同項の規定により移動し、又は保管している車両又は積載物(同条第10項において準用する旧法第51条第11項の規定によりこれらを売却した代金を含む。)がある場合においては、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年12月1日本部訓令第23号)

この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の2の部、別表第9警務課の部及び別表第10の1の部の改正規定 平成20年12月18日

(2) 別表第1の4の部、別表第9刑事生活安全課の部及び別表第10の5の部の改正規定 平成20年12月1日

附 則 (平成20年12月1日本部訓令第24号)

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日本部訓令第5号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月21日本部訓令第18号)

この訓令は、平成21年9月17日から施行する。

附 則 (平成22年3月9日本部訓令第4号)

この訓令は、平成22年3月16日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第8加西警察署の部、佐用警察署の部、朝来警察署の部及び養父警察署の部の地域交通課の項の改正規定 平成22年3月26日

(2) 別表第1の4の部生活安全企画課の款、別表第9刑事生活安全課の部及び別表第10の5の部の改正規定 平成22年4月1日

附 則 (平成23年3月8日本部訓令第2号)

この訓令は、平成23年3月18日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日本部訓令第4号)

この訓令は、平成23年3月27日から施行する。

附 則 (平成24年3月12日本部訓令第1号)

この訓令は、平成24年3月22日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の5の部通信指令課の款、通信指令第一係、通信指令第二係及び通信指令第三係の項の改正規定 平成24年4月1日

(2) 別表第1の7の部外事課の款、来日外国人問題対策室の項の改正規定 平成24年7月9日

別表第1（第3条、第5条、第15条、第16条、第18条、第21条、第22条、第23条、第24条関係）

課、室及び場に置く係の名称及び分掌事務並びに管理官、調査官、参事、主幹、課長補佐、室長補佐及び場長補佐の担当事務

1 総務部

区分 所属名	担 当		係		
			名 称	分 掌 事 務	
総 務 課		特定主幹	庶 務 係	1 部及び課の庶務に関すること。 2 他の部及び部内の他の所属の所掌に属しないこと。 3 他の係に属しないこと。	
	管 理 官	課長補佐	企 画 係	1 部の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 3 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。 4 部長会議及び署長会議の庶務に関すること。 5 諸行事の調整に関すること。 6 文書の管理に関すること。 7 警察公印の管守に関すること。 8 兵庫県警察法規集に関すること。 9 警察署協議会に関すること。 10 警察証明に関すること。 11 警察本部（以下「本部」という。）の宿直に関すること。	
	調 査 官		連 絡 係	県議会その他関係機関との連絡に関すること。	
			文 書 第 一 係	文書類の総合收受、発送及び通送に関すること。	
			文 書 第 二 係	文書類の印刷に関すること。	
	管 理 官		公 安 委 員 会 補 佐 室	1 公安委員会の補佐に関すること。 2 公安委員会の庶務及び秘書に関すること。 3 公安委員会の保有する文書の管理に関すること。 4 公安委員長印及び公安委員会印の管守に関すること。	
	調 査 官		秘 書 係	本部長の秘書に関すること。	
			史 料 係	警察史及び沿革誌に関すること。	
	管 理 官	課長補佐	取 調 べ 監 督 室	監 督 係	1 被疑者取調べの監督制度の運用に関すること。 2 被疑者取調べの監督に関すること。
		課長補佐		神 戸 方 面 分 室	神戸方面の区域内における被疑者取調べの監督に関すること。
		課長補佐		阪 神 方 面 分 室	阪神方面の区域内における被疑者取調べの監督に関すること。
		課長補佐		東播・淡路 方 面 分 室	東播・淡路方面の区域内における被疑者取調べの監督に関すること。
		課長補佐		西播・但馬 方 面 分 室	西播・但馬方面の区域内における被疑者取調べの監督に関すること。
		課長補佐			
県民広報課			庶 務 係	1 課の庶務に関すること。 2 他の係に属しないこと。	
	管 理 官	課長補佐	広 報 係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 広報資料の作成、収集、管理及び提供に関すること。 3 庁舎見学に関すること。 4 音楽隊の運用に関すること。 5 テレビ、ラジオによる広報に関すること。 6 インターネットによる広報に関すること。 7 その他の広報に関すること。	
		課長補佐		県セ 民ン 相 談 管 理 指 導 係	1 広聴活動の企画、調整及び指導に関すること。 2 警察職員の職務執行に対する苦情の処理の管理に関すること。
		課長補佐			1 県警なんでも相談電話等による苦情、要望、相談等の受理及び 処理に関すること。 2 行政サービスの向上に関すること。
	調 査 官	課長補佐	報 道 第 一 係	1 報道機関との連絡及び調整に関すること。	
		課長補佐	報 道 第 二 係	2 報道機関への便宜供与に関すること。	
		課長補佐	報 道 第 三 係	3 現場広報に関すること。	
	課長補佐	情セ 情 報 公 開 係	1 情報公開に係る企画及び運用に関すること。 2 情報公開に係る関係機関との連絡調整に関すること。 3 公文書の公開及び情報提供に関すること。		

会 計 課	調 査 官		シ ン タ 報	個人情報保護係	4 公文書の公開決定等に係る不服申立事務に関すること。 1 個人情報の保護に係る企画及び運用に関すること。 2 個人情報の保護に係る関係機関との連絡調整に関すること。 3 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。 4 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る不服申立事務に関すること。
		課長補佐	音	楽 隊	音楽演奏等による広報活動に関すること。
			庶	務 係	1 課の庶務に関すること。 2 他の係に属しないこと。
	参 事 調 査 官	課長補佐 特定主幹	予	算 係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 県費予算に関すること。 3 国費予算に関すること。
		課長補佐	県 費 出 納 係		1 県費の出納及び決算に関すること。 2 放置違反金及びその延滞金の出納に関すること。
			国 費 出 納 係		1 国費の出納及び決算に関すること。 2 交通反則金の徴収に関すること。
		特定主幹	用 度 係		1 物品（他課の所掌に属するものを除く。）の調達に関すること。 2 物品（他課の所掌に属するものを除く。）の配分、管理及び処分に関すること。 3 役務費等の執行に関すること。
	主 幹	課長補佐	監 査 第一係		会計事務の検査及び監査に関すること。
		課長補佐	監 査 第二係		
		課長補佐	室 監査第三係		遺失物及び拾得物に関すること。
		課長補佐	施 設 係		1 施設の整備計画及び契約に関すること。 2 交通安全施設の契約に関すること。
	主 幹		営 営 繕 係		営繕工事の設計及び監理に関すること。
			設 備 係		1 設備工事の設計及び監理に関すること。 2 信号機等交通安全施設工事の設計及び監理に関すること。
		特定主幹	庁 舎 管理 係		本部庁舎の管理に関すること。
		特定主幹	管 財 係		財産の取得、管理及び契約に関すること。
装 備 課			庶	務 係	1 課の庶務に関すること。 2 他の係に属しないこと。
	主 幹	課長補佐	管 理 運 用 係		1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 警察装備品の研究、開発及び改善に関すること。 3 警察装備品の要求、取得及び配分に関すること。 4 けん銃等及び弾薬庫の管理に関すること。 5 装備資機材管理システムの運用に関すること。 6 民間保有資機材の借上げに関すること。
			機 動 装 備 隊		1 事件、事故、災害等発生時における警察装備品の調達、搬送及び操作支援に関すること。 2 警察装備品の点検整備に関すること。 3 警察装備品の取扱要領等の指導教養に関すること。
		課長補佐	被 服 係		1 被服及び特殊被服の調達、支給及び貸与に関すること。 2 個人装備品の調達及び貸与に関すること。 3 服制に関すること。 4 警察手帳等に関すること。
		特定主幹	車 両 管 理 係		1 警察車両等の調達、配分及び管理に関すること。 2 整備管理者に関すること。 3 警察車両の整備に関すること。 4 警察用航空機の管理に関すること。 5 警察用船舶等の管理及び船舶の借上げに関すること。 6 本部車庫の管理に関すること。
	情 報 管 理 課		庶	務 係	1 課の庶務に関すること。 2 他の係に属しないこと。
	調 査 官				1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。

	主 幹		情 報 技 術 係	2 情報処理の推進及び調整に関すること。 3 情報処理能力検定に関すること。 4 情報処理に係るソフトウェアの登録及び活用に関すること。
		特定主幹	情報セキュリティ 対 策 係	1 情報セキュリティ対策の推進に関すること。 2 情報処理に係る技術指導及び教養に関すること。
	主 幹	特定主幹	システム第一係	1 情報通信の技術に関する調査、研究及び支援に関すること。 2 情報管理システムに係るシステム開発及びプログラム作成に関すること。
			システム第二係	3 システム及びプログラムの維持及び管理に関すること。
		課長補佐	運 用 係	1 電子計算機の運用及び管理に関すること。 2 情報処理に係る端末装置等の維持及び管理に関すること。 3 媒体の管理に関すること。 4 データの作成及び送受信に関すること。 5 入力資料及び出力資料の授受に関すること。
		課長補佐	照 会 セ ン タ ー	資 料 係 1 照会業務に係る電算入力資料等の作成及び登録に関すること。 2 車載用端末装置による照会業務に関すること。
			照会第一係	1 照会業務に関すること。 2 照会業務に係る犯罪経歴等の登録に関すること。
			照会第二係	
			照会第三係	
	留置管理課		庶 務 係	1 課の庶務に関すること。 2 他の係に属しないこと。
	調 査 官			1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 留置業務に関する調査、研究及び指導に関すること。 3 被留置者に係る事故防止等に関すること。 4 留置施設の整備に関すること。 5 留置施設視察委員会に関すること。
		課長補佐	企 画 指 導 係	
		課長補佐		
			管 理 係	1 本部留置施設の管理に関すること。 2 被留置者の看守に関すること。
			護 送 第 一 係	1 神戸地方検察庁警察官詰所の運用に関すること。 2 集中護送に関すること。
	課長補佐		護 送 第 二 係	1 神戸地方検察庁尼崎支部警察官詰所の運用に関すること。 2 集中護送に関すること。
			護 送 第 三 係	1 神戸地方検察庁姫路支部警察官詰所の運用に関すること。 2 集中護送に関すること。
	調 査 官	課長補佐	篠山留置施設 管理第一係	1 篠山留置施設の管理に関すること。 2 被留置者の看守に関すること。
		課長補佐	管理第二係	
		課長補佐	管理第三係	

2 警 務 部

区 分 所属名	担 当	係		
		名 称	分 掌	事 務
警 務 課				
		課長補佐	庶 務 係	1 部及び課の庶務に関すること。 2 警察有線通信の使用管理及び交換に関すること。 3 部内の他の所属の所掌に属しないこと。 4 他の係に属しないこと。
	調 査 官	課長補佐	人 事 第 一 係	1 警察官の昇任試験に関すること。 2 勤務評定その他人事に関する企画及び研究に関すること。 3 警察官の任免及び配置に関すること。
		課長補佐	人 事 第 二 係	4 警察官の人事資料の整備及び保管に関すること。 5 警察官（退職者を含む。）の履歴証明に関すること。
				1 一般職員の任免及び配置に関すること。 2 一般職員の採用に関すること。
		課長補佐	人 事 第 三 係	3 一般職員の人事資料の整備及び保管に関すること。

				4 警察官及び一般職員の療養承認及び休職に関する事。 5 一般職員（退職者を含む。）の履歴証明に関する事。
調 査 官	課長補佐 課長補佐	警 察 官 採用センター		警察官の採用に関する事。
管 理 官	課長補佐 課長補佐	企 画 第 一 係		1 警察運営の企画及び総合調整に関する事。 2 警察行政の企画及び調査研究に関する事。 3 勤務制度に関する事。 4 業務改善及び能率増進に関する事。 5 所属の実績評価制度の運用に関する事。 6 国際協力その他の国際関係事務に関する連絡調整に関する事。
	課長補佐		企 画 第 二 係	1 組織及び管轄区域に関する事。 2 定員に関する事。
	課長補佐	法 制 係		1 規程案その他公文書類の審査に関する事。 2 警察関係特例民法法人に関する事。
調 査 官	課長補佐	被害者支援室	支援第一係	1 被害者支援の総合的推進に関する事。 2 被害者相談に関する事。 3 民間被害者支援団体との連携に関する事。
			支援第二係	1 犯罪被害者等給付金に関する事。 2 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第3条第1項に規定する給付金に関する事。 3 その他の被害者支援に関する事。
			公務災害係	1 公務災害補償に関する事。 2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。
主 幹	課長補佐	給 与 第 一 係		1 給与に関する企画及び調査研究に関する事。 2 初任給、昇給及び昇格に関する事。
	課長補佐	給 与 第 二 係		1 給与事務の指導に関する事。 2 給与計算の集中管理に関する事。 3 給与の支給及び控除に関する事。 4 扶養手当、特殊勤務手当、退職手当その他の手当に関する事。 5 児童手当に関する事。
教 養 課	調 査 官	課長補佐	職 場 教 養 係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関する事。 2 職場教養（職場実習及び実戦実習を除く。）に関する事。 3 職場教養推進委員会に関する事。 4 講習及び研修に関する事。 5 教養器材及び教養図書に関する事。 6 教養文庫の管理に関する事。 7 課の庶務に関する事。 8 他の係に属しないこと。
			人材育成センター 機 関 誌 係	専門的技能等の伝承教養による人材育成に関する事。 機関誌の編集及び発行に関する事。
		課長補佐	学 校 教 養 係	1 学校教養（学校の所掌に属するものを除く。）に関する事。 2 職場実習及び実戦実習に関する事。 3 学生の入校派遣に関する事。 4 教養記録の管理に関する事。
		課長補佐	術 科 教 養 係	1 術科訓練に関する事。 2 術科施設及び術科訓練用具の整備及び使用調整に関する事。
	調 査 官 調 査 官 調 査 官 調 査 官	課長補佐 課長補佐 課長補佐 課長補佐 課長補佐	術 科 指 導 係	1 術科の指導及び研究に関する事。 2 術科の検定及び審査に関する事。
	厚 生 課 参 事	課長補佐	生 活 設 計 係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関する事。 2 生涯生活設計の指導に関する事。 3 課の庶務に関する事。 4 他の係に属しないこと。
			住 宅 管 理 係	待機宿舍の整備及び管理に関する事。
		特定主幹	健 康 管 理 係	健康管理に関する事。
			健 康	健康の保持及び増進の指導に関する事。

監 察 官 室	主 幹		康 管 理	増 進 係	1 保健指導に関すること。 2 健康相談に関すること。
			保 健 指 導 係		
		課長補佐	職 員 相 談 室		1 職員相談に関すること。 2 退職する職員の指導に関すること。
	主 幹		福 利 係		1 レクリエーション等福利厚生施策に関すること。 2 福利厚生施設の運用に関すること。 3 退職者の生涯福祉に関すること。 4 警察職員生活協同組合に関すること。 5 保険事務に関すること。 6 財産形成貯蓄の事務に関すること。 7 互助会に関すること。
				共済庶務経理係	1 警察共済組合の庶務及び経理に関すること。 2 警察共済組合の事務のうち他の係に属しないこと。
				共済年金給付係	1 恩給及び退職共済年金等長期給付に関すること。 2 医療給付等短期給付に関すること。
		課長補佐		共 済 福 祉 係	1 警察共済組合の保健事業に関すること。 2 警察共済組合施設の管理に関すること。 3 住宅貸付等に関すること。 4 診療事務に関すること。
				共 済 診 療 係	警察職員等の診療に関すること。
		主 幹	課長補佐	共 済 施 設 係	警察共済組合施設の業務に関すること。
	調 査 官		表 彰 係		1 表彰に関すること。 2 叙位及び叙勲に関すること。 3 室の庶務に関すること。 4 他の係に属しないこと。
		室長補佐			1 室の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 特命事項の監察に関すること。 3 懲戒審査委員会に関すること。 4 慰霊祭に関すること。 5 職員の運転適性検査及び運転技能検査に関すること。
		室長補佐		特 命 監 察 係	
		室長補佐			
		室長補佐		監 察 係	業務監察及び服務監察に関すること。
		室長補佐		訟 務 第 一 係	1 国家賠償訴訟事件その他の民事訴訟事件に関すること。 2 職員の被告訴（告発）事案に関すること。 3 人権擁護機関への提訴事案に関すること。
		室長補佐		訟 務 第 二 係	1 行政訴訟事件に関すること。 2 行政不服申立て事案に関すること。
		室長補佐	訟 務 第 三 係		損害賠償に関すること。

3 刑 事 部

所 属 名	区 分	担 当	係		
			名 称	分	掌 事 務
刑事企画課	管 理 官	課長補佐	庶 務 係		1 部及び課の庶務（組織犯罪対策局の所掌に属するものを除く。）に関すること。 2 部内の他の所属の所掌に属しないこと。 3 他の係に属しないこと。
		課長補佐	企 画 係		1 部の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 課の総合的施策に係る企画及び調査研究に関すること。 3 表彰に関すること。
		課長補佐	犯 罪 技 術 支 援 係		1 捜査支援システムの運用、教養及び調査研究に関すること。 2 犯罪捜査のための電磁的記録の解析技術の支援に関すること。
	調 査 官	課長補佐	犯 罪 情 報 分 析 係		1 犯罪情報の分析及び提供に関すること。 2 プロファイリングに関すること。 3 犯罪統計に関すること。
		課長補佐	手 配 共 助 係		1 指名手配、指名通報、被疑者登録その他の手配に関すること。 2 他の都道府県警察との捜査共助に関すること。 3 見当たり捜査に関すること。
		課長補佐	指 導 第 一 係		1 捜査の運営及び実務の指導に関すること。
		課長補佐	指 導 第 二 係		2 刑事関係法令の研究及び指導に関すること。

捜査第一課	管 理 官 調 査 官	課長補佐	査 指 導第三係	3 刑事警察の教養に関すること。
		課長補佐	指 導第四係	4 刑事警察官の任用及び育成指導に関すること。
		課長補佐	指 導第五係	5 刑事警察に係る被害者支援に関すること。
		課長補佐	指 導第六係	6 公判状況の把握及び公判の対応に関すること。
		課長補佐	指 導第七係	7 公判対象事件に係る関係所属、機関等との連絡調整に関すること。
		課長補佐	指 導第八係	
	管 理 官		庶 務 係	1 課の庶務に関すること。 2 他の係に属しないこと。
		課長補佐	企 画 指 導 係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 所管事件の指揮及び指導に関すること。 3 広域捜査に関すること。
		課長補佐	支 援 係	1 警察署に対する所管事件の捜査支援に関すること。 2 特命事項の捜査に関すること。
		課長補佐	性 犯 罪 捜 査 係	1 性犯罪の捜査に関すること。 2 性犯罪被害者支援に関すること。 3 内縁関係を含む夫婦間暴力等の犯罪の捜査に関すること。 4 ストーカー行為等を伴う犯罪（他の部又は課の所掌に属するものを除く。）の捜査に関すること。
	調 査 官 調 査 官	課長補佐	強 行 犯 第 一 係	1 凶悪犯罪の捜査に関すること。
		課長補佐	強 行 犯 第 二 係	2 粗暴犯罪の捜査に関すること。
		課長補佐	強 行 犯 第 三 係	3 部内の他の所属の所管に属しない事件の捜査に関すること。
		課長補佐	強 行 犯 第 四 係	
		課長補佐	強 行 犯 第 五 係	
		課長補佐	強 行 犯 第 六 係	
		課長補佐	継 続 捜 査 第 一 係	未解決重要事件の捜査に関すること。
		課長補佐	継 続 捜 査 第 二 係	
	調 査 官	課長補佐	特 殊 犯 第 一 係	1 誘拐犯罪及び人質犯罪の捜査に関すること。 2 爆破（同予告）事件の捜査に関すること。 3 航空機、船舶等の不法奪取事件の捜査に関すること。 4 電話等による特異脅迫、恐喝事件の捜査に関すること。 5 過失事件（交通事故を除く。）の捜査に関すること。 6 火災事件の捜査に関すること。 7 犯罪の被害者となっている疑いのある所在不明者の捜査に関すること。 8 特命事項の捜査に関すること。
		課長補佐	特 殊 犯 第 二 係	
		課長補佐	特 殊 犯 第 三 係	
		課長補佐	特 殊 犯 第 四 係	1 科学捜査に関すること。 2 特命事項の捜査に関すること。
	管 理 官		検 視 係	検視に関すること。
		課長補佐	神 戸 ・ 淡 路 方 面 分 室	東灘、灘、葦合、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸水上、神戸西、神戸北、有馬、明石、洲本、淡路及び南あわじの各警察署の管轄区域における検視に関すること。
		課長補佐		
		課長補佐	阪 神 方 面 分 室	芦屋、西宮、甲子園、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚、三田、篠山及び丹波の各警察署の管轄区域における検視に関すること。
		課長補佐		
		課長補佐	東 ・ 西 播 ・ 但 馬 方 面 分 室	三木、社、加西、西脇、加古川、高砂、姫路、飾磨、網干、福崎、たつの、相生、赤穂、佐用、宍粟、朝来、養父、豊岡南、豊岡北及び美方の各警察署の管轄区域における検視に関すること。
		課長補佐		
捜査第二課			庶 務 係	1 課の庶務に関すること。 2 他の係に属しないこと。
	調 査 官	課長補佐	情 報 資 料 係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 所管事件の指揮に関すること。 3 知能犯罪に係る情報及び資料の収集及び管理に関すること。
	調 査 官	課長補佐	告 訴 セ ン タ ー	1 所管の告訴事件及び告発事件の捜査に関すること。 2 特命事項の捜査に関すること。
		課長補佐	知 能 犯 第 一 係	1 とく職犯罪の捜査に関すること。
		課長補佐	知 能 犯 第 二 係	2 不動産侵害犯罪の捜査に関すること。
		課長補佐	知 能 犯 第 三 係	3 その他の知能犯罪の捜査に関すること。
		課長補佐	知 能 犯 第 四 係	4 特命事項の捜査に関すること。
		課長補佐	知 能 犯 第 五 係	1 選挙犯罪の捜査に関すること。 2 特命事項の捜査に関すること。

捜査第三課	調 査 官	課長補佐	知能犯第六係	1 広域知能犯罪の捜査に関する事 2 金融犯罪の捜査に関する事
		課長補佐	知能犯第七係	3 企業犯罪の捜査に関する事 4 特命事項の捜査に関する事
		課長補佐	知能犯第八係	1 振り込め詐欺事件の捜査に関する事 2 特命事項の捜査に関する事
			庶務係	1 課の庶務に関する事 2 他の係に属しない事
	調 査 官	課長補佐	企画指導係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関する事 2 所管事件の指揮に関する事 3 その他窃盗犯対策に関する事
		課長補佐	盗犯第一係	1 窃盗犯罪の捜査に関する事
		課長補佐	盗犯第二係	2 特命事項の捜査に関する事
		課長補佐	盗犯第三係	
		課長補佐	盗犯第四係	1 組織窃盗犯罪の捜査に関する事
		課長補佐	盗犯第五係	2 特命事項の捜査に関する事
		課長補佐	盗犯第六係	
		課長補佐	すり犯係	1 すり犯罪の捜査に関する事 2 移動警察に関する事
		課長補佐	ひ事件第一係	1 ひったくり犯罪の捜査に関する事 2 特命事項の捜査に関する事
		課長補佐	ひ事件第二係	
		課長補佐	手口捜査第一係	犯罪手口捜査に関する事
		課長補佐	手口捜査第二係	
		課長補佐	手口資料係	犯罪手口資料の整備及び保管に関する事
		課長補佐	盗品捜査係	1 盗品等捜査に関する事 2 品触に関する事
鑑 識 課	調 査 官	課長補佐	現場検証係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関する事 2 重要事件の検証及び現場鑑識に関する事 3 鑑識技能検定に関する事
		課長補佐	警察犬係	警察犬に関する事
		特定主幹	指紋照会係	1 現場指掌紋の対照及び鑑定に関する事 2 遺留指掌紋照会業務に関する事
	課長補佐		指紋資料係	1 指掌紋記録等の収集及び保管に関する事 2 処分結果記録及び処分結果資料の処理に関する事 3 指掌紋照会に関する事 4 身元不明死体等の照会業務に関する事
			犯歴係	1 犯罪経歴に係る資料の作成及び管理に関する事 2 海外渡航者の犯罪経歴証明に関する事
			足痕跡係	1 足痕跡の対照、鑑定及び手配に関する事 2 基礎資料の収集及び保管に関する事
	特定主幹		写真第一係	1 写真鑑識に関する事 2 捜査用似顔絵に関する事
			写真第二係	被疑者写真に関する事
	課長補佐		神戸方面班	東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、神戸水上、神戸北及び有馬の各警察署の管轄区域における現場鑑識に関する事
			阪神方面班	芦屋、西宮、甲子園、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚、三田、篠山及び丹波の各警察署の管轄区域における現場鑑識に関する事
			東播方面班	垂水、神戸西、明石、三木、社、加西、西脇、加古川及び高砂の各警察署並びに課長の命ずる警察署の管轄区域における現場鑑識に関する事
			西播方面班	姫路、飾磨、網干、福崎、たつの、相生、赤穂、佐用及び宍粟の各警察署並びに課長の命ずる警察署の管轄区域における現場鑑識に関する事

組織犯罪 対策課					識に關すること。
			庶務係		1 局及び課の庶務に關すること。 2 局内の他の所屬の所掌に屬しないこと。 3 他の係に屬しないこと。
	管理官	課長補佐	企画係		1 局の總合的施策に係る企画及び調整に關すること。 2 課の總合的施策に係る企画及び調整に關すること。
	調査官	課長補佐	分析係		1 組織犯罪に係る情報の集約及び分析に關すること。 2 組織犯罪対策に係る指導及び調整に關すること。 3 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に關する法律の運用に關すること。 4 犯罪による収益の移転防止に關する法律の運用に關すること。 5 犯罪捜査のための通信傍受に關する法律の運用に關すること。 6 特命事項の捜査に關すること。
		課長補佐	犯罪収益解明第一係		1 犯罪による収益の解明捜査に關すること。 2 特命事項の捜査に關すること。
		課長補佐	犯罪収益解明第二係		
		課長補佐	特命捜査第一係		1 組織犯罪の捜査に關すること。
		課長補佐	特命捜査第二係		2 特命事項の捜査に關すること。
	調査官	課長補佐	情報係		1 暴力団等に係る情報の収集及び管理に關すること。 2 暴力団員の行動確認に關すること。
		課長補佐	指定・資料管理係		1 暴力団員による不当な行為の防止等に關する法律に基づく暴力団の指定に關すること。 2 暴力団等に係る資料の分析及び管理に關すること。 3 暴力団等に係る情報の登録及び照会に關すること。
	調査官	課長補佐	国際共助企画係		1 国際犯罪（他の部の所掌に屬するものを除く。以下同じ。）の捜査に係る企画、指導及び調整に關すること。 2 国際捜査共助に關すること。
		課長補佐	国際捜査第一係		1 国際犯罪の捜査に關すること。 2 特命事項の捜査に關すること。
		課長補佐	国際捜査第二係		
		課長補佐	国際捜査第三係		
		課長補佐	通訳センター		1 通訳及び翻訳に關すること。 2 語学教養に關すること。
暴力団 対策課			庶務係		1 課の庶務に關すること。 2 他の係に屬しないこと。
	調査官	課長補佐	企画係		1 暴力団対策の企画及び調整に關すること。 2 課の總合的施策に係る企画及び調整に關すること。
	調査官	課長補佐	暴力犯第一係		1 暴力団等に係る犯罪の捜査に關すること。 2 特命事項の捜査に關すること。
		課長補佐	暴力犯第二係		
		課長補佐	暴力犯第三係		
		課長補佐	暴力犯第四係		
		課長補佐	暴力犯第五係		
	調査官	課長補佐	暴力犯第六係		
		課長補佐	暴力犯第七係		
		課長補佐	暴力犯第八係		
		課長補佐	暴力犯第九係		
		課長補佐	暴力犯第十係		
	管理官	課長補佐	暴力団排除第一係		1 暴力団排除活動に關すること。 2 暴力団排除に係る関係機関及び団体との連絡調整に關すること。 3 兵庫県暴力追放運動推進センターの支援に關すること。 4 社会復帰アドバイザーの支援に關すること。
		課長補佐	暴力団排除第二係		1 暴力団等に係る犯罪の被害者等の支援に關すること。 2 被害回復アドバイザーの支援に關すること。 3 暴力団等からの保護対策に關すること。 4 暴力団員による不当な行為の防止等に關する法律に基づく行政処分及び取締りに關すること。 5 暴力団排除条例に基づく行政処分及び取締りに關すること。

薬物銃器 対策課				6 暴力団等に係る争訟事案の処理に関する事。
			席 務 係	1 課の庶務に関する事。 2 装備資機材の管理に関する事。 3 他の係に属しない事。
	調 査 官			1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関する事。 2 薬物及び銃器対策関係機関との連絡調整に関する事。 3 広報啓発活動に関する事。 4 薬物等及び銃器等の集中保管に関する事。 5 水際監視協力員の運用に関する事。 6 その他薬物及び銃器対策に関する事。
		課長補佐	対 策 係	1 薬物及び銃器に関する犯罪の捜査に関する事。 2 薬物及び銃器に関する犯罪に係る捜査情報の収集に関する事。 3 密輸対策に関する事。 4 薬物事犯照会業務及び薬物照合業務に関する事。 5 銃器事犯照会業務に関する事。 6 薬物及び銃器に関する犯罪の手配及び共助に関する事。 7 特命事項の捜査に関する事。
	調 査 官	課長補佐	捜 査 第 一 係	1 薬物及び銃器に関する犯罪の捜査に関する事。 2 薬物及び銃器に関する犯罪に係る捜査情報の収集に関する事。 3 密輸対策に関する事。 4 薬物事犯照会業務及び薬物照合業務に関する事。 5 銃器事犯照会業務に関する事。 6 薬物及び銃器に関する犯罪の手配及び共助に関する事。 7 特命事項の捜査に関する事。
		課長補佐	捜 査 第 二 係	1 薬物及び銃器に関する犯罪の捜査に関する事。
		課長補佐	捜 査 第 三 係	2 薬物及び銃器に関する犯罪に係る捜査情報の収集に関する事。
		課長補佐	捜 査 第 四 係	3 特命事項の捜査に関する事。
		課長補佐	捜 査 第 五 係	
		課長補佐	捜 査 第 六 係	
		課長補佐	捜 査 第 七 係	

4 生活安全部

区 分 所属名	担 当		係	
			名 称	分 掌 事 務
生 活 安 全 企 画 課		特 定 主 幹	席 務 係	1 部及び課の庶務に関する事。 2 部内の他の所属の所掌に属しない事。 3 他の係に属しない事。
	管 理 官	課長補佐	企 画 係	1 部の総合的施策に係る企画及び調整に関する事。 2 課の総合的施策に係る企画及び調整に関する事。 3 表彰に関する事。
	調 査 官	課長補佐	生 活 指 導 第 一 係	1 生活安全警察に係る適正捜査の運営及び指導に関する事。 2 生活安全警察関係法令の研究及び指導に関する事。 3 生活安全警察の教養に関する事。 4 生活安全警察官の任用に関する事。 5 警察安全相談に関する事。 6 行方不明者、迷い子等の手配及び保護に関する事。 7 自殺統計の事務に関する事。 8 高齢者虐待及び障害者虐待に関する事。
		課長補佐	指 導 第 二 係	1 許可等の事務（他の部の所掌に属するものを除く。）の適正な運営に関する事。 2 質屋営業、古物営業及び金属くず営業の許可、指導取締り及び行政処分に関する事。 3 警備業の認定、指導取締り及び行政処分に関する事。 4 探偵業の届出の受理、指導取締り及び行政処分に関する事。
		課長補佐	指 導 第 三 係	1 生活安全警察に係る実務の指導及び生活安全警察官の育成指導に関する事。 2 部の所掌事件に係る公判状況の把握及び公判の対応に関する事。
		課長補佐	指 導 第 四 係	3 公判対象事件に係る関係所属、機関等との連絡調整に関する事。
		課長補佐	ス D ト ー カ 対	1 ストーカー対策に係る企画及び調整に関する事。 2 ストーカー行為等に係る相談及び被害者支援に関する事。 3 ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく行政処分に関する事。 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令に係る行政事務一般に関する事。

		課長補佐	策・室	事件係	1 ストーカー行為等の規制等に関する法律違反の取締りに関すること。 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律違反の取締りに関すること。
	調査官	課長補佐		対策第一係	1 犯罪抑止対策に係る企画及び調整に関すること。 2 犯罪抑止のための犯罪情報の分析に関すること。 3 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止する総合対策に関すること。
		課長補佐	犯罪抑止対策室	対策第二係	1 犯罪、事故その他の事案（以下「犯罪等」という。）に係る市民生活の安全と平穏に関する事務の系統的推進に関すること。 2 地域安全活動（地域における犯罪等を防止する活動をいう。以下同じ。）に関すること（地域企画課の所掌に属するものを除く。）。 3 防犯広報及び防犯指導に関すること。 4 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の運用に関すること。 5 犯罪による被害の拡大防止及び回復に関すること。 6 防犯関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 7 犯罪の起きにくい社会づくりに関すること。 8 地域安全運動に関すること。 9 長寿社会対策の連絡調整に関すること。
		課長補佐		対策第三係	1 繁華街・歓楽街を再生させるための総合対策に関すること。 2 振り込め詐欺被害予防対策に関すること。
生活経済課				庶務係	1 課の庶務に関すること。 2 他の係に属しないこと。
	調査官	課長補佐		情報係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 所管事件の手配及び共助に関すること。 3 悪質商法の相談に関すること。 4 生活経済事犯照会業務に関すること。 5 所管事件の情報収集及び管理に関すること。
		課長補佐	保健衛生係		1 薬事、医事その他保健衛生関係事犯（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）の取締りに関すること。 2 特命事項の捜査に関すること。
	調査官	課長補佐	経済第一係		1 訪問販売事犯その他の生活経済関係事犯の取締りに関すること。 2 金融、不動産関係事犯の取締りに関すること。 3 商標権、著作権その他の知的財産権侵害関係事犯の取締りに関すること。
		課長補佐	経済第二係		4 関税、外国為替その他密貿易関係事犯の取締りに関すること。 5 軽犯罪その他の部内の他の所属の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。
		課長補佐	経済第三係		6 特命事項の捜査に関すること。
生活環境課				庶務係	1 課の庶務に関すること。 2 装備資機材の管理に関すること。 3 他の係に属しないこと。
	調査官	課長補佐		情報係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 所管事件の手配及び共助に関すること。 3 公害の相談及び廃棄物運搬車両照会業務に関すること。 4 所管事件の情報収集及び管理に関すること。
		課長補佐	環境第一係		1 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。 2 特命事項の捜査に関すること。
		課長補佐	環境第二係		
			危険物捜査係		1 危険物関係事犯の取締りに関すること。 2 軽油引取税に係る地方税法違反の取締りに関すること。 3 特命事項の捜査に関すること。
	調査官	課長補佐	銃砲刀剣火薬係		1 銃砲刀剣類の所持許可及び行政処分に関すること。 2 猟銃等の取扱い講習に関すること。 3 銃砲店及び指定射撃場の立入検査及び指導に関すること。 4 火薬類、核燃料物質等の運搬事務に関すること。 5 火薬類、高圧ガス、放射線物質その他危険物関係施設の立入検査及び指導に関すること。 6 銃砲刀剣類及び火薬類（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）に係る事犯の捜査に関すること。
					1 風俗営業関係団体の育成指導に関すること。

		課長補佐	営 業 係	2 風俗営業の許可並びに風俗営業等の届出の受理、指導及び行政処分に関する事。
		課長補佐	風俗捜査第一係	1 売春関係事犯の取締りに関すること。 2 風俗関係事犯（生活経済課の所掌する競馬法等公営競技に係る事犯を除く。）の取締りに関すること。
		課長補佐	風俗捜査第二係	3 風俗実態の調査に関する事。
		課長補佐	風俗捜査第三係	4 人身取引の被害者の保護に伴う関係機関との連絡に関する事。 5 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。 6 特命事項の捜査に関する事。
少年育成課	調 査 官		庶 務 係	1 課の庶務に関する事。 2 他の係に属しないこと。
		課長補佐	環 境 対 策 係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関する事。 2 有害環境の浄化に関する事。 3 関係機関及び団体との連携に関する事。
		課長補佐	補 導 係	1 少年補導に関する事。 2 少年サポートセンターの管理及び運営に関する事。 3 少年警察ボランティアの運用に関する事。 4 施設逃走少年の手配及び違反しに関する事。
			被 害 少 年 対 策 係	1 犯罪その他少年の健全育成を阻害する行為による被害を受けた少年の保護に関する事。 2 少年相談に関する事。
		課長補佐	福 祉 犯 捜 査 係	1 福祉犯の捜査に関する事。 2 少年に対する暴力団の影響の排除に関する事。
少年捜査課	調 査 官 調 査 官		庶 務 係	1 課の庶務に関する事。 2 他の係に属しないこと。
		課長補佐	捜 査 第 一 係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関する事。 2 非行少年に係る事件の捜査及び調査に関する事。 3 非行少年に係る事件の指導及び調整に関する事。 4 非行集団の取締り及び解体に関する事。 5 所管事件の手配及び共助に関する事。
		課長補佐	捜 査 第 二 係	1 非行少年に係る事件の捜査及び調査に関する事。 2 非行少年に係る事件の指導及び調整に関する事。
		課長補佐	捜 査 第 三 係	3 非行集団の取締り及び解体に関する事。
サイバー 犯罪対策課	管 理 官		庶 務 係	1 課の庶務に関する事。 2 サイバー犯罪捜査用資機材の調達及び管理に関する事。 3 他の係に属しないこと。
		課長補佐	対 策 係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関する事。 2 サイバー犯罪対策に係る他部門との連携に関する事。 3 インターネット異性紹介事業の届出の受理、指導取締り及び行政処分に関する事。
			捜 査 第 一 係	サイバー犯罪の取締りに関すること。
		課長補佐	捜 査 第 二 係	
		課長補佐	捜 査 第 三 係	
		課長補佐	捜 査 第 四 係	
		課長補佐	捜 査 第 五 係	

5 地 域 部

所 属 名	区 分	担 当	係	
			名 称	分 掌 事 務
地域企画課		課長補佐	庶 務 係	1 部及び課の庶務に関する事。 2 部内の他の所属の所掌に属しないこと。 3 他の係に属しないこと。
		管 理 官	企 画 係	1 部の総合的施策に係る企画及び調整に関する事。 2 課の総合的施策に係る企画及び調整に関する事。 3 交番及び駐在所の設置、移転、改廃及び所管区調整に関する事。 4 交番及び駐在所の勤務環境の整備に関する事。 5 交番相談員に関する事。 6 警ら用無線自動車及び移動交番車の運用に関する事。

地域指導課	調査官	課長補佐	地域安全係	7 交通機関への警乗に関すること。
				1 交番及び駐在所を拠点とする地域安全活動に関すること。
				2 地域ふれあいの会に関すること。
				3 地域警察等の活動に従事する警察職員（以下「地域警察官等」という。）の教養に関すること。
				4 表彰に関すること。
				5 特命事項の調査に関すること。
	調査官	特定主幹 課長補佐	航空隊	運用係 警察用航空機の運用に関すること。
				飛行係 1 警察用航空機の運航に関すること。
				2 警察用航空基地の管理に関すること。
	調査官	課長補佐	整備係	整備係 警察用航空機の整備及び保管に関すること。
				1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。
				2 地域警察官の実績の把握及び評価に関すること。
				3 課の庶務に関すること。
				4 他の係に属しないこと。
地域指導課	調査官	課長補佐	指導総括係	1 地域警察等の運営の指導に関すること。
				2 地域警察官等の能力向上及び訓練に関すること。
				3 地域警察官等の活動実態の把握及び実務の指導に関すること。
				4 地域警察官等の要望意見の把握及びそれに対する措置に関すること。
				5 地域警察官等の事故防止に関すること。
	調査官	課長補佐	指導第一係	6 特命事項の処理に関すること。
				1 地域警察等の運営の指導に関すること。
				2 地域警察官等の能力向上及び訓練に関すること。
				3 地域警察官等の活動実態の把握及び実務の指導に関すること。
				4 地域警察官等の要望意見の把握及びそれに対する措置に関すること。
地域指導課	調査官	課長補佐	指導第二係	5 地域警察官等の事故防止に関すること。
				6 特命事項の処理に関すること。
				1 地域警察等の運営の指導に関すること。
				2 地域警察官等の能力向上及び訓練に関すること。
				3 地域警察官等の活動実態の把握及び実務の指導に関すること。
	調査官	課長補佐	指導第三係	4 地域警察官等の要望意見の把握及びそれに対する措置に関すること。
				5 地域警察官等の事故防止に関すること。
				6 特命事項の処理に関すること。
				1 地域警察等の運営の指導に関すること。
				2 地域警察官等の能力向上及び訓練に関すること。
地域指導課	調査官	課長補佐	指導第四係	3 地域警察官等の活動実態の把握及び実務の指導に関すること。
				4 地域警察官等の要望意見の把握及びそれに対する措置に関すること。
				5 地域警察官等の事故防止に関すること。
				6 特命事項の処理に関すること。
				1 地域警察等の運営の指導に関すること。
	調査官	課長補佐	指導第五係	2 地域警察官等の能力向上及び訓練に関すること。
				3 地域警察官等の活動実態の把握及び実務の指導に関すること。
				4 地域警察官等の要望意見の把握及びそれに対する措置に関すること。
				5 地域警察官等の事故防止に関すること。
				6 特命事項の処理に関すること。
通信指令課	調査官	課長補佐	雑踏警備対策室	1 雑踏警備に関すること。
				2 水難、山岳遭難その他の事故における人命救助及びこれらの事故の防止に関すること。
				3 年末・年始その他の警戒に関すること。
				4 水上における警ら、警戒及び交通の安全の確保に関すること。
				5 警察用船舶の運用に関すること。
	調査官	課長補佐	庶務係	1 課の庶務に関すること。
				2 他の係に属しないこと。
				1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。
				2 緊急配備の計画に関すること。
				3 警察無線通信の使用管理及び運用に関すること。
通信指令課	調査官	課長補佐	指令運用係	4 通信指令技能検定に関すること。
				5 110番通報謝意表明制度の運用に関すること。
				1 通信指令システムの管理及び運用に関すること。
				2 非常通報装置の設置承認に関すること。
				1 警察通報用電話の受理に関すること。
	調査官	課長補佐	指令システム 管理係	2 通信指令に関すること。
				3 緊急配備の実施に関すること。
				4 警察無線通信の統制に関すること。
				5 非常通報装置による通報の受理に関すること。
				1 警察通報用電話の受理に関すること。
通信指令課	調査官	課長補佐	通信指令第一係	2 通信指令に関すること。
				3 緊急配備の実施に関すること。
				4 警察無線通信の統制に関すること。
				5 非常通報装置による通報の受理に関すること。
	調査官	課長補佐	通信指令第二係	1 警察通報用電話の受理に関すること。
				2 通信指令に関すること。
				3 緊急配備の実施に関すること。
				4 警察無線通信の統制に関すること。
				5 非常通報装置による通報の受理に関すること。
通信指令課	調査官	課長補佐	通信指令第三係	1 警察通報用電話の受理に関すること。
				2 通信指令に関すること。
				3 緊急配備の実施に関すること。
				4 警察無線通信の統制に関すること。
				5 非常通報装置による通報の受理に関すること。

6 交通部

区分 所属名	担当	係		
		名称	分	掌 事 務
交通企画課	課長補佐	庶務係	1	部及び課の庶務に関すること。
				2 部内の他の所属の所掌に属しないこと。
	管理官	課長補佐	3	他の係に属しないこと。
				1 部の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。
交通企画課	課長補佐	企画指導係	2	課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。
				3 交通関係法令の研究及び指導並びに交通警察の教養に関すること。
	課長補佐	研究係	4	表彰に関すること。
				5 緊急自動車等の指定及び届出に関すること。
交通企画課	課長補佐	研究係	1	交通事故防止に係る調査、研究及び指導に関すること。
				2 交通事故実態の資料の作成及び管理に関すること。
	課長補佐	研究係	3	交通事故統計に関すること。
				4 交通事故分析に関すること。

交通規制課	調査官		事故対策係	1 交通事故防止対策に係る調査、検証及び指導に関すること。 2 交通事故予測に関すること。
		課長補佐	安全指導係	1 交通相談に関すること。 2 交通関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 3 地域交通安全活動推進委員に関すること。 4 兵庫県交通安全活動推進センターに関すること（交通規制課の所掌に属するものを除く。）。 5 安全運転管理者制度に関すること。 6 交通安全に係る表彰に関すること。 7 自動車運転代行業に係る認定及び行政処分（交通指導課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
			安全教育係	1 交通安全教育及び交通安全広報に関すること。 2 交通安全運動に関すること。
	調査官		庶務係	1 課の庶務に関すること。 2 他の係に属しないこと。
		課長補佐	規制計画係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 自動車運送事業申請路線等の調査に関すること。
		課長補佐	駐車管理係	1 交通規制からの除外等に係る標章（他の係の所掌に属するものを除く。）に関すること。 2 パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備に関すること。 3 自動車の保管場所に関すること。 4 自動車保管場所管理システムの整備及び運用に関すること。
		課長補佐	標識・標示係	1 道路標識の整備及び管理に関すること。 2 道路標示の整備及び管理に関すること。 3 交通管理システム（標識に係るものに限る。）の整備、管理及び運用に関すること。
		課長補佐	規制協議係	1 交通規制の実施及び指導に関すること。 2 道路管理者等との協議その他の先行対策に関すること。 3 交通管理システム（交通規制に係るものに限る。）の整備、管理及び運用に関すること。
		課長補佐	道路使用係	1 道路使用許可の指導及び調整に関すること。 2 兵庫県交通安全活動推進センターの道路使用許可に係る調査業務に関すること。
		課長補佐	信号係	1 信号機及び信号機に接続する車両感知器の整備及び管理に関すること。 2 信号機の運用及びその指導に関すること。
	調査官	課長補佐	交セ 通ン 管々 制	1 広域交通管制に関すること。 2 交通情報に関すること。 3 交通公害に関すること。 4 交通流の調査に関すること。 5 制限外積載の許可に伴う照会及び通報に関すること。 6 交通管理システム（他の係の所掌に属するものを除く。）の整備、管理及び運用に関すること。
			施設係	1 交通管制機器の整備及び管理に関すること。 2 信号機の地域制御化に関すること。
交通指導課			庶務係	1 課の庶務に関すること。 2 他の係に属しないこと。
	調査官	課長補佐	取締企画係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 交通指導取締りの計画の策定及び指導に関すること。 3 交通法令違反事件の統計に関すること。 4 広域緊急援助隊の運用に関すること（災害対策課の所掌に属するものを除く。）。
			取締指導係	1 交通指導取締りに係る指導及び公判対策に関すること。 2 交通法令違反事件（交通捜査課の所掌に属するものを除く。）の捜査に関すること。 3 交通指導取締りの実務能力向上のための支援に関すること。 4 交通取締用資機材に関すること。 5 交通取締用自動車の運用に関すること。

交通捜査課	課長補佐			6 交通街頭活動中の受傷事故防止に関する事。 7 自動車の使用者に対する指示に関する事。 8 自動車の使用制限処分（違法駐車行為に係る処分を除く。）及び運行供用制限処分に関する事。 9 最高速度違反、過積載運転及び過労運転に係る管理システムの整備及び運用に関する事。		
		自動速度取締係		速度違反自動監視装置及び高速走行抑止システムの集中処理に関する事。		
	調 査 官	課長補佐	放 置 駐 車 管 理 係	1 駐車違反等の取締りの企画及び調整に関する事。 2 放置車両確認事務の委託に関する事。 3 法人の登録及び駐車監視員資格者講習に関する事。 4 放置駐車違反管理システムの整備、管理及び運用に関する事。 5 放置違反金に関する事（会計課の所掌に属するものを除く。）。 6 車検拒否制度の運用に関する事。		
				課長補佐	審 査 係	1 放置駐車違反に係る事実の審査に関する事。 2 駐車違反等に係る行政不服申立てに関する事。 3 放置車両の使用制限処分に関する事。
		課長補佐	執 行 係			1 駐車違反等の取締りの実施に関する事。 2 駐車違反車両の移動及び保管業務の指導に関する事。 3 路上放棄自動車に関する事。 4 放置違反金及びその延滞金の徴収に関する事。
				課長補佐	交 通 裁 判 係	
		管 理 官	課長補佐	交 通 反 則 通 告 セ ン タ ー	神 戸 交 通 反 則 通 告 セ ン タ ー	神戸市、明石市、西脇市、三木市、小野市、三田市、篠山市、丹波市、加東市及び多可郡の各地域における交通反則事件の処理に関する事。
					尼 崎 交 通 反 則 通 告 セ ン タ ー	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡の各地域における交通反則事件の処理に関する事。
	姫 路 交 通 反 則 通 告 セ ン タ ー				姫路市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡及び佐用郡の各地域における交通反則事件の処理に関する事。	
	豊 岡 交 通 反 則 通 告 セ ン タ ー				豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡の各地域における交通反則事件の処理に関する事。	
	洲 本 交 通 反 則 通 告 セ ン タ ー				洲本市、南あわじ市及び淡路市の各地域における交通反則事件の処理に関する事。	
	調 査 官	庶 務 係		1 課の庶務に関する事。 2 他の係に属しないこと。		
		課長補佐	企 画 指 導 係		1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関する事。 2 交通事故事件捜査の調整に関する事。 3 交通事故事件の統計に関する事。 4 交通事故事件の手配及び共助に関する事。	
			課長補佐	暴 走 族 対 策 係	1 暴走族の総合対策に関する事。 2 暴走族取締りの企画及び調整に関する事。 3 暴走族関係資料の整備に関する事。	
					課長補佐	捜 査 係
		課長補佐	事 件 捜 査 係			
		調 査 官	課長補佐	事 故 捜 査 指 導 係		1 交通事故事件捜査の管理及び指導に関する事。 2 交通事故事件に係る公判対策に関する事。 3 交通事故事件に係る被害者支援の総括及び教養に関する事。 4 特命事項の捜査に関する事。
				課長補佐	交 通 鑑 識 係	
			課長補佐		図 化 係	

運転免許課				3 速度違反自動監視装置に係る写真処理に関する事。
	課長補佐	事故捜査支援第一係		1 交通事故事件の捜査支援に関する事。
	課長補佐	事故捜査支援第二係		2 ひき逃げ事件の捜査に関する事。
				3 重要特異な交通事故事件の捜査に関する事。
				4 交通事故事件に係る被害者支援の指導及び実施に関する事。
				5 特命事項の捜査に関する事。
	課長補佐	庶務係		1 課の庶務に関する事。
				2 他の係に属しないこと。
	調査官	課長補佐	免許計画係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関する事。
				2 運転免許関係法令の研究及び指導に関する事。
	課長補佐		免許管理係	1 電子計算システムの開発及び運用に関する事。
				2 運転免許資料の入力に関する事。
				3 運転免許に関する登録及び通報処理に関する事。
				4 運転免許関係資料の整備及び運転免許の照会に関する事。
				5 運転免許事務の管理及び指導に関する事。
				6 更新及び再交付に係る運転免許証の作成等に関する事。
管理官	課長補佐	課長補佐	聴聞係	運転免許の行政処分（再試験に係るものを除く。）に係る意見の聴取及び聴聞に関する事。
	課長補佐			
	管理官	課長補佐	審査係	1 違反登録票並びに事故登録票の審査、登録及び通報処理に関する事。
				2 違反事件及び事故事件の処分量定に関する事。
			執行管理係	運転免許の行政処分（再試験に係るものを除く。）の執行及び関連事務の管理に関する事。
	課長補佐		講習係	1 取消処分者講習、停止処分者講習、更新時講習、違反者講習及び高齢者講習に関する事。
				2 運転適性検査に関する事。
				3 認知機能検査に関する事。
	課長補佐		明石運転免許更新センター	1 更新運転免許証の即日交付に関する事。
				2 再交付に係る運転免許証の作成及び交付に関する事。
主幹				3 国外運転免許証の作成及び交付に関する事。
			運転免許更新センター	1 更新運転免許証の即日交付に関する事。
				2 停止処分者講習、更新時講習及び違反者講習に関する事。
				3 運転免許の行政処分（再試験に係るものを除く。）の執行及び関連事務の管理に関する事。
				4 再交付に係る運転免許証の作成及び交付に関する事。
主幹			神戸優良・高齢運転者運転免許更新センター	5 国外運転免許証の作成及び交付に関する事。
				1 更新運転免許証（優良運転者及び高齢者に限る。）の即日交付に関する事。
				2 優良運転者講習に関する事。
				3 運転免許の行政処分（再試験に係るものを除く。）の執行に関する事。
				4 再交付に係る運転免許証の作成及び交付に関する事。
課長補佐				5 国外運転免許証の作成及び交付に関する事。
			但馬運転免許センター	1 更新運転免許証の即日交付に関する事。
				2 運転免許資料の入力に関する事。
				3 停止処分者講習、更新時講習及び違反者講習に関する事。
				4 運転免許の行政処分（再試験に係るものを除く。）に係る意見の聴取及び聴聞並びに処分の執行及び関連事務の管理に関する事。
運転免許試験場				5 再交付に係る運転免許証の作成及び交付に関する事。
				6 国外運転免許証の作成及び交付に関する事。
			庶務係	1 場の庶務に関する事。
				2 他の係に属しないこと。
	参事			1 場の総合的施策に係る企画及び調整に関する事。
場長補佐				2 自動車教習所の届出に関する事。
				3 届出に係る自動車教習所の指導及び助言に関する事。
				4 届出に係る自動車教習所の指定に関する事。
				5 指定自動車教習所指導員等の講習及び審査に関する事。
			教習所係	

			6 指定自動車教習所の指導監督及び処理に関すること。 7 初心運転者講習に関すること。 8 再試験及び運転免許の行政処分（再試験に係るものに限る。） に関すること。 9 取得時講習（原付講習を除く。）に関すること。
	場長補佐	学科適性試験係	1 適性試験、学科試験及び学科審査に関すること。 2 身体障害者等の運転適性相談に関すること。 3 原付講習に関すること。
		免許証作成係	運転免許証の作成及び交付（運転免許課の所掌に属するものを 除く。）に関すること。
	場長補佐	技能試験係	1 技能試験及び技能審査に関すること。 2 車両の保守及び使用管理に関すること。

7 警 備 部

区分 所屬名	担 当		係	
			名 称	分 掌 事 務
公安第一課		特定主幹	庶 務 係	1 部及び課の庶務に関すること。 2 部内の他の所屬の所掌に属しないこと。 3 他の係に属しないこと。
	管 理 官	課長補佐	企 画 係	1 部の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 3 警備警察の教養に関すること。 4 表彰に関すること。
	調 査 官	課長補佐	第 一 係	1 警備情報（部内の他の所屬の所掌に属するものを除く。）に関 すること。 2 警備犯罪（部内の他の所屬の所掌に属するものを除く。）の捜 査に関すること。
		課長補佐	第 二 係	
		課長補佐	第 三 係	
		課長補佐	第 四 係	
		課長補佐	第 五 係	
		課長補佐	第 六 係	
		課長補佐	第 七 係	
公安第二課			庶 務 係	1 課の庶務に関すること。 2 他の係に属しないこと。
	調 査 官	課長補佐	第 一 係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に関する警備情 報に関すること。 3 前記2の活動に関する警備犯罪の捜査に関すること。
		課長補佐	第 二 係	1 極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に関する警備情 報に関すること。 2 前記1の活動に関する警備犯罪の捜査に関すること。
		課長補佐	第 三 係	警備資料の整備及び保存に関すること。
			庶 務 係	1 課の庶務に関すること。 2 他の係に属しないこと。
公安第三課	調 査 官	課長補佐	第 一 係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に関する警備情報に関 すること。 3 前記2の活動に関する警備犯罪の捜査に関すること。
	調 査 官	課長補佐	第 二 係	1 極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動に関する警備情報に関 すること。 2 前記1の活動に関する警備犯罪の捜査に関すること。
		課長補佐	第 三 係	
		課長補佐	第 三 係	
			庶 務 係	1 課の庶務に関すること。 2 他の係に属しないこと。
警 備 課	調 査 官	課長補佐	実 施 第 一 係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 治安警備に関すること。 3 公安条例に関すること。 4 大規模警備事案対策（他の部又は課の所掌に属するものを除 く。）に関すること。
		課長補佐	実 施 第 二 係	部隊の運用、派遣及び受入れに関すること。
		課長補佐	実 施 第 二 係	

	調 査 官	課長補佐	警 衛 警 護 係	警衛及び警護に関すること。	
	調 査 官	課長補佐	訓 練 係	警備訓練に関すること（災害対策課の所掌に属するものを除く。）。	
災害対策課	調 査 官	課長補佐	対 策 第 一 係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。	
				2 阪神・淡路大震災その他の災害に係る復興対策に関すること。	
	課長補佐	対 策 第 二 係	3 災害警備に係る教養及び広報活動に関すること。		
			4 防災に係る組織及び制度の運用に関すること。		
	課長補佐	対 策 第 三 係	5 災害関係装備資機材の管理、運用及び研究開発に関すること。		
			6 防災用ネットワークシステムの運用に関すること。		
課長補佐	対 策 第 四 係	7 課の庶務に関すること。			
		8 他の係に属しないこと。			
課長補佐	対 策 第 五 係	1 自然災害に係る警備計画及び警備実施に関すること。			
		2 自然災害に係る警備訓練に関すること。			
課長補佐	対 策 第 六 係	3 自然災害に係る資料の収集及び整備に関すること。			
		4 広域緊急援助隊及び国際緊急援助隊の運用に関すること。			
課長補佐	対 策 第 七 係	1 突発重大事案対策に関すること。			
		2 事故災害に係る警備計画に関すること。			
課長補佐	対 策 第 八 係	3 事故災害に係る警備訓練に関すること。			
		4 事故災害に係る調査及び研究に関すること。			
課長補佐	対 策 第 九 係	5 事故災害に係る資料の収集及び整備に関すること。			
外 事 課	調 査 官	課長補佐	第 一 係	1 課の庶務に関すること。	
				2 他の係に属しないこと。	
	課長補佐	第 二 係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。		
			2 外国人に係る警備情報に関すること。		
	課長補佐	第 三 係	3 外事犯罪の捜査に関すること。		
	課長補佐	第 四 係	1 外国人に係る警備情報に関すること。		
			2 外事犯罪の捜査に関すること。		
	課長補佐	第 五 係			
	調 査 官	課長補佐	国対 際テ ロ策 リス ム室	対 策 第 一 係	1 国際テロリズムに係る警備情報に関すること。
				対 策 第 二 係	2 国際テロリズムに係る外事犯罪の捜査に関すること。
				対 策 第 三 係	
	課長補佐	課長補佐	来対 日外 国策 人問 題室	対 策 第 一 係	1 来日外国人問題対策に係る企画及び調整に関すること。
対 策 第 二 係				2 出入国管理及び難民認定法に規定する犯罪（他の部の所掌に属するものを除く。）等の来日外国人に係る入国及び在留資格に関する犯罪並びに外事犯罪の捜査及び捜査指導に関すること。	
課長補佐	課長補佐	来対 日外 国策 人問 題室	対 策 第 一 係	出入国管理及び難民認定法に規定する犯罪（他の部の所掌に属するものを除く。）等の来日外国人に係る入国及び在留資格に関する犯罪並びに外事犯罪の捜査及び捜査指導に関すること。	
			対 策 第 二 係		

別表第1の2 (第3条の2関係)

監察官室に置く方面分室の名称、位置及び担当区域

名 称	位 置	担 当 区 域
神 戸 方 面 分 室	監察官室内	神 戸 方 面
阪 神 方 面 分 室	伊丹市伊丹1丁目14番21号	阪 神 方 面
東播・淡路方面分室	明石市荷山町1649番地の2	東 播 ・ 淡 路 方 面
西播・但馬方面分室	姫路市土山2丁目13番13号	西 播 ・ 但 馬 方 面

別表第1の3 (第3条の2、第16条関係)

方面分室に置く係の名称及び分掌事務並びに室長補佐の担当事務

担 当	方面分室	係	
		名 称	分 掌 事 務
室長補佐	神 戸 方 面 分 室	監 察 係	1 業務監察及び服務監察に関すること。 2 特命事項に関すること。
室長補佐	阪 神 方 面 分 室	監 察 係	
室長補佐	東播・淡路方面分室	監 察 係	
室長補佐	西播・但馬方面分室	監 察 係	
室長補佐	西播・但馬方面分室	監 察 係	

別表第2 (第4条関係)

科学捜査研究所に置く科及び係の名称及び分掌事務

1 科の名称及び分掌事務

名 称	分 掌 事 務
法 医 科	1 血液、体液等の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 2 硬組織、動物、植物、微生物等の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 3 前記1及び2に係る鑑定、検査資料の受理、保管及び返却に関すること。
化 学 第 一 科	1 麻薬、覚せい剤その他依存性薬物の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。
化 学 第 二 科	2 毒物、劇物その他化学一般の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 3 水質、産業廃棄物等公害関係の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 4 前記1から3までに係る鑑定、検査資料の受理、保管及び返却に関すること。
物 理 第 一 科	1 火災、爆発等の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。
物 理 第 二 科	2 車両、機械、構造物等の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 3 銃器、弾丸、塗膜、微物等の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。
物 理 第 三 科	4 ハイテク機器及び前記1から3までに属しないものの鑑定、検査、研究及び実験に関すること。
物 理 第 四 科	5 前記1から4までに係る鑑定、検査資料の受理、保管及び返却に関すること。
心 理 科	1 ポリグラフ鑑定検査及び犯罪心理の研究に関すること。 2 前記1に係る鑑定、検査資料の受理、保管及び返却に関すること。
文 書 鑑 定 科	1 文書、印影、偽造通貨等の鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 2 前記1に係る鑑定、検査資料の受理、保管及び返却に関すること。
大型放射光研究科	1 大型放射光施設（SPring-8）における放射光による鑑定、検査、研究及び実験に関すること。 2 前記1に係る鑑定、検査資料の受理、保管及び返却に関すること。 3 その他所長の命ずること。

2 係の名称及び分掌事務並びに主幹及び所長補佐の担当事務

担 当		係	
		名 称	分 掌 事 務
主 幹	所 長 補 佐	庶 務 係	1 所の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 所の庶務に関すること。 3 資機材の管理に関すること。 4 科の所掌に属しないこと。

別表第3（第6条関係）

隊に置く方面隊又は分駐隊の名称、位置及び担当の区域、道路又は路線

所 属 名	方 面 隊 又 は 分 駐 隊		
	名 称	位 置	担 当 の 区 域 、 道 路 又 は 路 線
機 動 捜 査 隊	神 戸 方 面 隊	機 動 捜 査 隊 内	東灘、灘、葦合、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸水上及び神戸北の各警察署並びに隊長の命ずる警察署の管轄区域
	阪 神 方 面 隊	尼 崎 南 警 察 署 西 分 庁 舎 内	芦屋、西宮（山口、名塩及び生瀬の各交番の所管区域を除く。）、甲子園、尼崎南、尼崎東及び尼崎北の各警察署並びに隊長の命ずる警察署の管轄区域
	阪 神 北 方 面 隊	宝 塚 警 察 署 内	有馬、西宮（山口、名塩及び生瀬の各交番の所管区域に限る。）、伊丹、川西、宝塚、三田、篠山及び丹波の各警察署並びに隊長の命ずる警察署の管轄区域
	東 播 方 面 隊	明 石 警 察 署 大 久 保 南 交 番 内	神戸西、明石、三木、社、加西、西脇及び加古川の各警察署並びに隊長の命ずる警察署の管轄区域
	西 播 方 面 隊	姫 路 市 土 山 2 丁 目 13番13号	高砂、姫路、飾磨、網干、福崎、たつの、相生、赤穂、佐用及び宍粟の各警察署並びに隊長の命ずる警察署の管轄区域
機 動 パ ト ロ ー ル 隊	神 戸 方 面 隊	機 動 パ ト ロ ー ル 隊 内	東灘、灘、葦合、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸水上、神戸西、神戸北、明石及び三木の各警察署並びに隊長の命ずる警察署の管轄区域
	阪 神 方 面 隊	尼 崎 南 警 察 署 西 分 庁 舎 内	有馬、芦屋、西宮、甲子園、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚及び三田の各警察署並びに隊長の命ずる警察署の管轄区域
	姫 路 方 面 隊	姫 路 市 土 山 2 丁 目 13番13号	加古川、高砂、姫路、飾磨、網干及びたつのの各警察署並びに隊長の命ずる警察署の管轄区域
鉄 道 警 察 隊	神 戸 分 駐 隊	鉄 道 警 察 隊 内	西日本旅客鉄道株式会社の山陽新幹線（明石市以東）、東海道本線、福知山線及び山陽本線（明石市以東）並びに阪急電鉄株式会社の神戸本線並びに阪神電気鉄道株式会社の本線並びに神戸高速鉄道株式会社及び神戸市高速鉄道の全線並びに山陽電気鉄道株式会社の本線（明石市以東）並びに隊長の命ずる路線
	姫 路 分 駐 隊	姫 路 市 南 駅 前 町 125番地 西日本旅客鉄道株式会社姫路駅内	西日本旅客鉄道株式会社の山陽新幹線（神戸分駐隊の担当の路線を除く。）、山陽本線（神戸分駐隊の担当の路線を除く。）、山陰本線、加古川線、播但線、姫新線及び赤穂線並びに山陽電気鉄道株式会社の本線（神戸分駐隊の担当の路線を除く。）並びに隊長の命ずる路線
交 通 機 動 隊	神 戸 方 面 隊	交 通 機 動 隊 内	東灘、灘、葦合、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸水上、神戸西、神戸北、明石、三木、社、加西、西脇、加古川及び高砂の各警察署並びに隊長の命ずる警察署の管轄区域
	阪 神 方 面 隊	西 宮 市 今 津 野 田 町 1番32号	有馬、芦屋、西宮、甲子園、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚、三田、篠山及び丹波の各警察署並びに隊長の命ずる警察署の管轄区域
	西 播 方 面 隊	姫 路 市 市 川 台 3 丁 目 13番1	姫路、飾磨、網干、福崎、たつの、相生、赤穂、佐用及び宍粟の各警察署並びに隊長の命ずる警察署の管轄区域
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	西 宮 北 分 駐 隊	西 宮 市 山 口 町 下 山 口 字 六 ノ 坪 145番地 西日本高速道路株式会社関西支社神戸管理事務所内	高速自動車国道中国縦貫自動車道のうち吹田起点12.06キロポスト（大阪府との境界）から59.5キロポスト（滝野社インターチェンジ）までの区間、高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線のうち神戸ジャンクションから同ジャンクション起点15.3キロポスト（三木ジャンクション）までの区間及び県道高速北神戸線のうち伊川谷ジャンクション起点30.66キロポスト（西宮山口南出入路）から32.63キロポスト（西宮山口ジャンクション）までの区間並びに隊長の命ずる道路
	丹 南 分 駐 隊	篠 山 市 杉 字 三 反 町 187番地 西日本高速道路株式会社関西支社丹南篠山料金所内	高速自動車国道近畿自動車道救賀線のうち吉川ジャンクションから同ジャンクション起点44.59キロポスト（京都府との境界）までの区間及び一般国道483号北近畿豊岡自動車道並びに隊長の命ずる道路
	加 古 川 北 分 駐 隊	加 古 川 市 志 方 町 大 沢 字 中 谷 847番地の96 西日本高速道路株式会社関西支社加古川北料金所内	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線のうち、神戸ジャンクション起点15.3キロポスト（三木ジャンクション）から49.8キロポスト（山陽姫路東インターチェンジ）までの区間及び三木ジャンクションから同ジャンクション起点神戸9.5キロポスト（神戸西インターチェンジ）までの区間並びに隊長の命ずる道路

姫路西分駐隊	姫路市相野941番地103 西日本高速道路株式会社関西支社姫路高速道路事務所内	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線のうち神戸ジャンクション起点49.8キロポスト（山陽姫路東インターチェンジ）から93.89キロポスト（岡山県との境界）までの区間、高速自動車国道中国横断自動車道姫路島取線のうち播磨ジャンクションから同ジャンクション起点12.8キロポスト（播磨新宮インターチェンジ）までの区間、一般国道29号姫路西バイパス及び一般国道29号姫路北バイパス（自動車専用道路に限る。）並びに隊長の命ずる道路
福崎分駐隊	神崎郡福崎町西田原字西水田2023番地 西日本高速道路株式会社関西支社福崎管理事務所内	高速自動車国道中国縦貫自動車道のうち吹田起点59.5キロポスト（滝野社インターチェンジ）から129.76キロポスト（岡山県との境界）までの区間、高速自動車国道中国横断自動車道姫路島取線のうち佐用ジャンクションから同ジャンクション起点8.422キロポスト（岡山県との境界）までの区間及び一般国道312号播但連絡有料道路並びに隊長の命ずる道路
垂水分駐隊	神戸市垂水区名谷町549番地 本州四国連絡高速道路株式会社神戸管理センター内	一般国道28号神戸淡路鳴門自動車道のうち神戸西インターチェンジから同インターチェンジ起点19.9キロポスト（淡路インターチェンジ）までの区間、県道高速北神戸線のうち伊川谷ジャンクションから同ジャンクション起点30.66キロポスト（西宮山口南出入路）までの区間、神戸市道高速道路北神戸線及び神戸市道高速道路2号線（湊川ジャンクションから同ジャンクション起点下り2.163キロポスト（神戸長田入路）までの区間を除く。）並びに隊長の命ずる道路
京橋分駐隊	神戸市中央区新港町16番1号 阪神高速道路株式会社神戸管理部内	県道高速神戸西宮線、県道高速大阪西宮線、県道高速大阪池田線及び神戸市道高速道路2号線のうち湊川ジャンクションから同ジャンクション起点下り2.163キロポスト（神戸長田入路）までの区間並びに隊長の命ずる道路
西宮分駐隊	西宮市今津野田町1番35号 西日本高速道路株式会社関西支社西宮営業所内	高速自動車国道中央自動車道西宮線のうち東京起点525.082キロポスト（大阪府との境界）から536.3キロポスト（西宮インターチェンジ）までの区間及び隊長の命ずる道路
深江浜分駐隊	神戸市東灘区深江浜町16番地 阪神高速道路株式会社神戸管理部深江浜管理所内	県道高速湾岸線及び隊長の命ずる道路
名谷分駐隊	神戸市垂水区名谷町字前田953番地 西日本高速道路株式会社関西支社第二神明道路管理事務所内	一般国道2号第二神明道路、一般国道2号第二神明道路北線及び神戸市道高速道路湾岸線並びに隊長の命ずる道路
高砂分駐隊	高砂市北浜町西浜字南春日158番地 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所高砂管理基地内	一般国道2号加古川バイパス、一般国道2号姫路バイパス及び一般国道2号太子竜野バイパス（自動車専用道路に限る。）並びに隊長の命ずる道路
洲本分駐隊	洲本市納793番地2 本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター洲本料金所内	一般国道28号神戸淡路鳴門自動車道のうち神戸西インターチェンジ起点19.9キロポスト（淡路インターチェンジ）から78.62キロポスト（徳島県との境界）までの区間及び隊長の命ずる道路

別表第4（第6条、第6条の2、第7条、第19条、第22条、第24条関係）

隊、隊本部、方面隊若しくは分駐隊に置く係又は中隊の名称及び分掌事務並びに調査官、主幹及び隊長補佐の担当事務

区分 所属名	担 当	隊本部及び 方面隊又は 分駐隊名	係	
			名 称	分 掌 事 務
機動捜査隊		隊 本 部	庶 務 係	1 隊の庶務に関すること。 2 車両の保守及び使用管理に関すること。 3 他の係に属しないこと。
			運 用 係	1 隊の活動及び運用の企画に関すること。 2 隊員の教養訓練に関すること。 3 初動及び広域捜査の連絡に関すること。 4 多重無線車の運用に関すること。
	隊長補佐 隊長補佐 隊長補佐	神戸方面隊	第一係	1 凶悪犯罪及び重要特異事件の初動捜査に関すること。 2 広域犯罪及び常習的犯罪の捜査に関すること。 3 要請事件の捜査に関すること。 4 刑事部長が指定した犯罪の捜査に関すること。
			第二係	
			第三係	
	隊長補佐 隊長補佐 隊長補佐	阪神方面隊	第一係	
			第二係	
			第三係	
	隊長補佐 隊長補佐 隊長補佐	阪神北方 方面隊	第一係	
			第二係	
			第三係	
	隊長補佐 隊長補佐 隊長補佐	東播方面隊	第一係	
			第二係	
			第三係	
	隊長補佐 隊長補佐 隊長補佐	西播方面隊	第一係	
			第二係	
			第三係	
生活安全 特別捜査隊			庶 務 係	1 隊の庶務に関すること。 2 車両の保守及び使用管理に関すること。 3 他の係に属しないこと。
	隊長補佐		運 用 係	1 隊の活動及び運用の企画に関すること。 2 子どもと女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる 事案に係る情報の集約及び分析に関すること。
	隊長補佐		捜査第一係 捜査第二係 捜査第三係 捜査第四係 捜査第五係 捜査第六係 捜査第七係	子どもと女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる 事案の取締りに関すること。
	隊長補佐			
	隊長補佐			
	隊長補佐			
	隊長補佐			
	隊長補佐			生活安全部長が指定する事犯の取締りに関すること。
機動パト ロール隊		隊 本 部	庶 務 係	1 隊の庶務に関すること。 2 車両の保守及び使用管理に関すること。 3 他の係に属しないこと。
	隊長補佐		運 用 係	1 隊の活動及び運用の企画に関すること。 2 隊員の教養訓練に関すること。 3 警ら用無線自動車乗務員の養成及び技能訓練に関する こと。
	隊長補佐 隊長補佐 隊長補佐 隊長補佐	神戸方面隊	運 用 係	方面隊の活動及び運用の企画に関すること。
			送 致 係	交通法令違反事件の送致に関すること。
			第一係	1 警らに関すること。 2 急訴事案の初動措置に関すること。
			第二係	3 警察対象事案の第一次的処理に関すること。 4 警察署との連携及び支援活動に関すること。
			第三係	
	隊長補佐 隊長補佐 隊長補佐	阪神方面隊	運 用 係	方面隊の活動及び運用の企画に関すること。
			送 致 係	交通法令違反事件の送致に関すること。
			第一係	1 警らに関すること。 2 急訴事案の初動措置に関すること。 3 警察対象事案の第一次的処理に関すること。

	隊長 補佐		第二係	4 警察署との連携及び支援活動に関する事。
			第三係	
	隊長 補佐 隊長 補佐 隊長 補佐	姫路方面隊	運用係	方面隊の活動及び運用の企画に関する事。
			送致係	交通法令違反事件の送致に関する事。
			第一係	1 署らに関する事。 2 急訴事案の初動措置に関する事。
			第二係	3 警察対象事案の第一次的処理に関する事。 4 警察署との連携及び支援活動に関する事。
			第三係	
鉄道警察隊	隊長 補佐	隊本部	庶務係	1 隊の庶務に関する事。 2 他の係に属しない事。
			運用係	1 隊の活動及び運用の企画に関する事。 2 隊員の教養訓練に関する事。
	隊長 補佐	神戸分駐隊	特務係	1 鉄道施設における事件事故の調査及び捜査に関する事。 2 特命事項の処理に関する事。
			鉄道第一係	1 署ら、警戒警備及び列車警乗に関する事。
	隊長 補佐	姫路分駐隊	鉄道第二係	2 警察対象事案の第一次的処理に関する事。
			鉄道第三係	3 警察署との連携及び支援活動に関する事。
	隊長 補佐	姫路分駐隊	鉄道第一係	
			鉄道第二係	
			鉄道第三係	
交通機動隊	隊長 補佐	隊本部	庶務係	1 隊の庶務に関する事。 2 車両の保守及び使用管理に関する事。 3 他の係に属しない事。
			運用係	1 隊の活動及び運用の企画に関する事。 2 隊員の交通事件捜査処理の指導及び調整に関する事。 3 隊員の教養訓練に関する事。 4 交通取締用自動車乗務員の養成及び技能訓練に関する事。
	隊長 補佐	神戸方面隊	事件係	1 速度違反自動監視装置の運用に関する事。 2 事件の送致に関する事。
			機動係	交通の指導取締りに関する事。
	隊長 補佐	阪神方面隊	事件係	1 速度違反自動監視装置の運用に関する事。 2 事件の送致に関する事。
			機動係	交通の指導取締りに関する事。
	隊長 補佐	西播方面隊	事件係	1 速度違反自動監視装置の運用に関する事。 2 事件の送致に関する事。
			機動係	交通の指導取締りに関する事。
	隊長 補佐	隊本部	庶務係	1 隊の庶務に関する事。 2 車両の保守及び使用管理に関する事。 3 他の係に属しない事。
			運用係	1 隊の活動及び運用の企画に関する事。 2 高速道路における交通事故防止対策に関する事。 3 交通規制、道路使用許可その他交通警察の事務に関する事。 4 隊員の教養訓練に関する事。 5 分駐隊の連携活動に関する事。
高速道路 交通警察隊	隊長 補佐	西宮北分駐隊	事件係	1 交通法令違反事件の送致に関する事。 2 交通事故事件の捜査指導に関する事。 3 速度違反自動監視装置の運用に関する事。
			第一係	1 交通の指導取締りに関する事。
	隊長 補佐	丹南分駐隊	第二係	2 交通事故事件の捜査に関する事。
			第三係	3 警察対象事案の第一次的処理に関する事。
	隊長 補佐	丹南分駐隊	第一係	
			第二係	

	隊長補佐	加古川北分駐隊	第 三 係	1 交通の指導取締りに関すること。 2 交通事故事件の捜査に関すること。 3 警察対象事案の第一次的処理に関すること。
			第 一 係	
			第 二 係	
		姫路西分駐隊	第 三 係	
			第 一 係	
			第 二 係	
		福岡分駐隊	第 三 係	
			第 一 係	
			第 二 係	
	隊長補佐	垂水分駐隊	第 三 係	
			第 一 係	
			第 二 係	
		京橋分駐隊	第 三 係	
			第 一 係	
			第 二 係	
		西宮分駐隊	第 三 係	
			第 一 係	
			第 二 係	
		深江浜分駐隊	第 三 係	
			第 一 係	
			第 二 係	
	隊長補佐	名谷分駐隊	第 三 係	
			第 一 係	
			第 二 係	
		高砂分駐隊	第 三 係	
			第 一 係	
			第 二 係	
		洲本分駐隊	第 三 係	
			第 一 係	
			第 二 係	
機 動 隊			底 務 係	1 隊の底務に関すること。 2 他の係に属しないこと。
	調 査 官	隊長補佐	隊 本 部	1 教養訓練の企画及び調整に関すること。 2 警備出動及び部隊の運用に関すること。 3 部隊の防護活動に関すること。 4 警備訓練に関すること。
		隊長補佐		
		隊長補佐		
			教 第 一 係	
			教 第 二 係	
			装 備 係	1 車両の保守及び使用管理に関すること。 2 装備資機材の管理に関すること。
		中隊長	第 一 中 隊	警備警戒の実施に関すること。
		中隊長	第 二 中 隊	
		中隊長	第 三 中 隊	

別表第5（第8条関係）

課の附置機関の位置

分室、隊、施設、班及びセンター名	位 置
取 調 べ 監 督 室	神 戸 方 面 分 室 総務課内
	阪 神 方 面 分 室 尼崎市水堂3丁目21番1号
	東 播 ・ 淡 路 方 面 分 室 明石警察署小久保交番内
	西 播 ・ 但 馬 方 面 分 室 姫路市土山2丁目13番13号
音 楽 隊	学校内
篠 山 留 置 施 設	篠山市郡家403番18
検 視 官 室	神 戸 ・ 淡 路 方 面 分 室 捜査第一課内
	阪 神 方 面 分 室 西宮警察署内
	東 ・ 西 播 ・ 但 馬 方 面 分 室 姫路市土山2丁目13番13号
機 動 鑑 識 隊	神 戸 方 面 班 鑑識課内
	阪 神 方 面 班 宝塚警察署内
	東 播 方 面 班 明石警察署大久保南交番内
	西 播 方 面 班 姫路警察署内
航 空 隊	伊丹市下河原牛食57番地 大阪国際空港内
交 通 反 則 通 告 セ ン タ ー	神 戸 交 通 反 則 通 告 セ ン タ ー 警察本部内
	尼 崎 交 通 反 則 通 告 セ ン タ ー 尼崎市水堂町3丁目21番1号
	姫 路 交 通 反 則 通 告 セ ン タ ー 姫路市市川台3丁目13番1
	豊 岡 交 通 反 則 通 告 セ ン タ ー 豊岡南警察署内
	洲 本 交 通 反 則 通 告 セ ン タ ー 洲本警察署内
運 転 免 許 更 新 セ ン タ ー	明 石 運 転 免 許 更 新 セ ン タ ー 明石市荷山町1649番地の2
	阪 神 運 転 免 許 更 新 セ ン タ ー 伊丹市伊丹1丁目14番21号
	神 戸 優 良 ・ 高 齢 運 転 者 運 転 免 許 更 新 セ ン タ ー 警察本部内
但 馬 運 転 免 許 セ ン タ ー	養父市八鹿町朝倉下台48番地5

別表第6（第9条関係）

庶務課に置く係の名称及び分掌事務

名 称	分 掌 事 務
企 画 係	1 課の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 神戸市及びその関係諸機関との連絡調整に関すること。 3 警察署（神戸市の区域内の警察署に限る。以下この表において同じ。）の業務運営及び組織運営に関する指導（他の係の所掌に属するものを除く。）に関すること。 4 警察本部と警察署及び警察署相互の間における業務の連絡調整（他の係の所掌に属するものを除く。）に関すること。 5 特命事項に関すること。 6 課の庶務に関すること。 7 他の係に属しないこと。
総 務 係	1 総務部の所掌事務に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 総務部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。
警 務 係	1 警務部の所掌事務に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 警務部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。
刑 事 係	1 刑事部の所掌事務に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 刑事部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。
生 活 安 全 係	1 生活安全部の所掌事務に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 生活安全部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。
地 域 係	1 地域部の所掌事務に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 地域部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。
交 通 係	1 交通部の所掌事務に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 交通部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。
警 備 係	1 警備部の所掌事務（災害対策課の所掌に係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 警備部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。
災 害 対 策 係	1 警備部の所掌事務（災害対策課の所掌に係るものに限り。以下この項において同じ。）に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 警備部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。

別表第6の2（第9条の2関係）

方面本部に置く係の名称及び分掌事務

名 称	分 掌 事 務
企 画 係	1 方面本部の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 担当する方面の区域内の市町及びその関係諸機関との連絡調整に関すること。 3 警察署（担当する方面の区域内の警察署に限る。以下この表において同じ。）の業務運営及び組織運営に関する指導（他の係の所掌に属するものを除く。）に関すること。 4 警察本部と警察署及び警察署相互の間における業務の連絡調整（他の係の所掌に属するものを除く。）に関すること。 5 特命事項に関すること。 6 方面本部の庶務に関すること。 7 他の係に属しないこと。
総 務 係	1 総務部の所掌事務に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 総務部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。
警 務 係	1 警務部の所掌事務に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 警務部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。
刑 事 係	1 刑事部の所掌事務に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 刑事部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。
生 活 安 全 係	1 生活安全部の所掌事務に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 生活安全部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。
地 域 係	1 地域部の所掌事務に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 地域部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。
交 通 係	1 交通部の所掌事務に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 交通部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。
警 備 係	1 警備部の所掌事務（災害対策課の所掌に係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 警備部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。
災 害 対 策 係	1 警備部の所掌事務（災害対策課の所掌に係るものに限る。以下この項において同じ。）に係る警察署の業務運営及び組織運営に関する指導に関すること。 2 警備部の所掌事務に関する警察本部と警察署及び警察署間の連絡調整に関すること。

別表第7（第10条、第28条、第29条、第30条、第30条の2関係）

学校に置く係の名称及び分掌事務並びに管理官及び校長補佐の担当事務

担 当		係	
		名 称	分 掌 事 務
	校長補佐	庶務係	1 学校の庶務に関すること。 2 図書室に関すること。 3 他の係に属しないこと。
		会計係	1 会計事務に関すること。 2 施設及び物品の管理に関すること。 3 福利厚生に関すること。
		給養係	1 給食に関すること。 2 ボイラーの使用及び管理に関すること。
管理官	校長補佐	教務係	1 学校の総合的施策に係る企画及び調整に関すること。 2 授業計画に関すること。 3 任用科生及び専科生の教育訓練及び生活指導に関すること。 4 教材及び教具の管理に関すること。 5 入校式及び卒業（修了）式に関すること。
	校長補佐 校長補佐 校長補佐	学 生 係	1 初任科生、一般職員初任科生及び初任補修科生（以下「初任科生等」という。）の教育訓練及び生活指導に関すること。 2 初任科生等の服務に関すること。 3 実務研修に関すること。
	校長補佐	術科教養第一係	1 教練の指導に関すること。 2 自動二輪車操法の指導に関すること。 3 第三機動隊に関すること。
		術科教養第二係	1 体育の指導に関すること。 2 体育館及び体育館用具の管理に関すること。 3 救急法の指導に関すること。
		術科教養第三係	1 けん銃射撃の指導に関すること。 2 けん銃及び射撃場の管理に関すること。
	校長補佐 校長補佐	術科教養第四係	1 柔道、剣道及び逮捕術の指導に関すること。 2 武道施設及び訓練用具の管理に関すること。

別表第8 (第11条、第13条関係)

警察署に置く課及び課に置く係の名称

警察署名	課の名称	係の名称
東 灘 警察署	警 務 課	警務係 被害者県民支援係 留置管理係
	会 計 課	会計係
	刑 事 第 一 課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 鑑識係 刑事庶務係
	刑 事 第 二 課	知能犯係 組織犯罪対策係
	生 活 安 全 課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地 域 第 一 課	地域企画係 地域係 直轄警ら隊
	地 域 第 二 課	地域係
	地 域 第 三 課	地域係
	交 通 課	交通総務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	公安係 警備係 外事係
灘 警察署	警 務 課	警務係 被害者県民支援係 留置管理係
	会 計 課	会計係
	刑 事 第 一 課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 鑑識係 刑事庶務係
	刑 事 第 二 課	知能犯係
	組織犯罪対策課	組織犯罪対策係 薬物銃器対策係
	生 活 安 全 課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地 域 第 一 課	地域企画係 地域係 直轄警ら隊
	地 域 第 二 課	地域係
	地 域 第 三 課	地域係
	交 通 課	交通総務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	公安係 警備係 外事係
葺 合 警察署	警 務 課	警務係 留置管理係
	会 計 課	会計係
	刑 事 第 一 課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 鑑識係 刑事庶務係
	刑 事 第 二 課	知能犯係 組織犯罪対策係
	生 活 安 全 課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地 域 第 一 課	地域企画係 地域係 直轄警ら隊
	地 域 第 二 課	地域係
	地 域 第 三 課	地域係
	交 通 課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	公安係 警備係 外事係
生 田 警察署	警 務 課	警務係 被害者県民支援係
	留 置 管 理 課	留置管理係
	会 計 課	会計係
	刑 事 第 一 課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 強行盗犯第三係 引継事件捜査係 鑑識係 刑事庶務係
	刑 事 第 二 課	知能犯第一係 知能犯第二係
	組織犯罪対策課	組織犯罪対策係 薬物銃器対策係
	生活安全第一課	生活安全係 銃砲刀剣火薬係 少年係
	生活安全第二課	風俗捜査係 環境経済係
	地 域 第 一 課	地域企画係 地域係
	地 域 第 二 課	地域係
	地 域 第 三 課	地域係
	地 域 第 四 課	直轄警ら隊
	交 通 課	交通総務係 送致係 交通指導第一係 交通指導第二係 交通事故捜査係
	警 備 課	公安係 警備係
	外 事 課	外事第一係 外事第二係 外事第三係
兵 庫 警察署	警 務 課	警務係 被害者県民支援係
	留 置 管 理 課	留置管理係
	会 計 課	会計係
	刑 事 第 一 課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 強行盗犯第三係 引継事件捜査係 鑑識係 刑事庶務係
	刑 事 第 二 課	知能犯係 組織犯罪対策係 薬物銃器対策係
	生活安全第一課	生活安全係 銃砲刀剣火薬係 少年係
	生活安全第二課	風俗捜査係 環境経済係
	地 域 第 一 課	地域企画係 地域係 直轄警ら隊

長田 警察署	地域第二課	地域係
	地域第三課	地域係
	交通課	交通總務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	公安係 警備係 外事係
	警務課	警務係 被害者県民支援係
	留置管理課	留置管理係
	会計課	会計係
	刑事第一課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 鑑識係 刑事庶務係
	刑事第二課	知能犯係 組織犯罪対策係 薬物銃器対策係
	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域第一課	地域企画係 地域係
	地域第二課	地域係
	地域第三課	地域係
	交通課	交通總務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	公安係 警備係 外事係
	警務課	警務係 被害者県民支援係 留置管理係
	会計課	会計係
	刑事第一課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 鑑識係 刑事庶務係
	刑事第二課	知能犯係 組織犯罪対策係
須磨 警察署	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域第一課	地域企画係 地域係 直轄警ら隊
	地域第二課	地域係
	地域第三課	地域係
	交通課	交通總務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	公安係 警備係 外事係
	警務課	警務係 被害者県民支援係 留置管理係
	会計課	会計係
	刑事第一課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 鑑識係 刑事庶務係
	刑事第二課	知能犯係 組織犯罪対策係
	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域第一課	地域企画係 地域係 直轄警ら隊
	地域第二課	地域係
	地域第三課	地域係
	交通課	交通總務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	公安係 警備係 外事係
	警務課	警務係 被害者県民支援係 留置管理係
	会計課	会計係
	刑事第一課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 引継事件捜査係 鑑識係 刑事庶務係
垂水 警察署	刑事第二課	知能犯係 組織犯罪対策係
	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域第一課	地域企画係 地域係 直轄警ら隊
	地域第二課	地域係
	地域第三課	地域係
	交通課	交通總務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	公安係 警備係 外事係
	警務課	警務係 留置管理係
	会計課	会計係
	刑事課	強行盗犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係
	生活安全課	生活安全係 海港係 環境経済係
	地域課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交通課	交通總務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	公安係 警備係 外事係
	警務課	警務係 被害者県民支援係 留置管理係
	会計課	会計係
	刑事第一課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 強行盗犯第三係 引継事件捜査係 鑑識係 刑事庶務係
	刑事第二課	知能犯係 組織犯罪対策係 薬物銃器対策係
神戸西 警察署	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域第一課	地域企画係 地域係 直轄警ら隊
	地域第二課	地域係
	地域第三課	地域係
	交通第一課	交通總務係 交通規制係 送致係 交通指導第一係 交通指導第二係
	交通第二課	交通事故捜査第一係 交通事故捜査第二係
	警備課	公安係 警備係 外事係
	警務課	警務係 留置管理係
	会計課	会計係
	刑事課	強行盗犯係 知能犯係 組織犯罪対策係 鑑識係
	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交通課	交通總務係 交通指導係 交通事故捜査係
神戸北 警察署	警務課	警務係 留置管理係
	会計課	会計係
	刑事課	強行盗犯係 知能犯係 組織犯罪対策係 鑑識係
	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交通課	交通總務係 交通指導係 交通事故捜査係

有馬署 警察署	警備課	警備係
	警務課	警務係 留置管理係
	○ 會計課	會計係
	刑事課	強行盜犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係
	生活安全課	生活安全係 環境経済係
	地域課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交通課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	警備係
芦屋署 警察署	警務課	警務係 留置管理係
	會計課	會計係
	刑事課	強行盜犯係 知能犯係 組織犯罪対策係 鑑識係
	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交通課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	警備係
	警務課	警務係 被害者県民支援係
西宮署 警察署	留置管理課	留置管理係
	會計課	會計係
	刑事第一課	強行盜犯第一係 強行盜犯第二係 強行盜犯第三係 引継事件捜査係 鑑識係 刑事庶務係
	刑事第二課	知能犯係 組織犯罪対策係 薬物銃器対策係
	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域第一課	地域企画係 地域係 直轄警ら隊
	地域第二課	地域係
	地域第三課	地域係
	交通第一課	交通総務係 交通規制係 送致係 交通指導第一係 交通指導第二係
	交通第二課	交通事故捜査第一係 交通事故捜査第二係
	警備課	公安係 警備係 外事係
	警務課	警務係 留置管理係
	會計課	會計係
	刑事第一課	強行盜犯第一係 強行盜犯第二係 鑑識係 刑事庶務係
甲子園署 警察署	刑事第二課	知能犯係 組織犯罪対策係
	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域第一課	地域企画係 地域係
	地域第二課	地域係
	地域第三課	地域係
	地域第四課	直轄警ら隊
	交通課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	警備係
	警務課	警務係 被害者県民支援係
	留置管理課	留置管理係
	會計課	會計係
	刑事第一課	強行盜犯第一係 強行盜犯第二係 強行盜犯第三係 引継事件捜査係 鑑識係 刑事庶務係
	刑事第二課	知能犯係 組織犯罪対策係 薬物銃器対策係
	生活安全課	生活安全係 少年係 風俗捜査係 環境経済係
尼崎南署 警察署	地域第一課	地域企画係 地域係 直轄警ら隊
	地域第二課	地域係
	地域第三課	地域係
	交通課	交通総務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	公安係 警備係 外事係
	警務課	警務係 被害者県民支援係 留置管理係
	會計課	會計係
	刑事第一課	強行盜犯第一係 強行盜犯第二係 強行盜犯第三係 引継事件捜査係 鑑識係 刑事庶務係
	刑事第二課	知能犯係 組織犯罪対策係 薬物銃器対策係
	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域第一課	地域企画係 地域係 直轄警ら隊
	地域第二課	地域係
	地域第三課	地域係
	交通課	交通総務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
尼崎東署 警察署	警備課	公安係 警備係 外事係
	警務課	警務係 被害者県民支援係 留置管理係
	會計課	會計係
	刑事第一課	強行盜犯第一係 強行盜犯第二係 強行盜犯第三係 引継事件捜査係 鑑識係 刑事庶務係
	刑事第二課	知能犯係 組織犯罪対策係 薬物銃器対策係
	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域第一課	地域企画係 地域係 直轄警ら隊
	地域第二課	地域係

尼崎北警察署	地域第三課	地域係
	交通課	交通総務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	公安係 警備係 外事係
	警務課	警務係 被害者県民支援係 留置管理係
	会計課	会計係
	刑事第一課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 強行盗犯第三係 引継事件捜査係 鑑識係 刑事庶務係
	刑事第二課	知能犯係 組織犯罪対策係 薬物銃器対策係
	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域第一課	地域企画係 地域係
	地域第二課	地域係
伊丹警察署	地域第三課	地域係
	交通課	交通総務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	公安係 警備係 外事係
	警務課	警務係 被害者県民支援係 留置管理係
	会計課	会計係
	刑事第一課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 引継事件捜査係 鑑識係 刑事庶務係
	刑事第二課	知能犯係 組織犯罪対策係 薬物銃器対策係
	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域第一課	地域企画係 地域係 直轄警ら隊
	地域第二課	地域係
川西警察署	地域第三課	地域係
	交通課	交通総務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	公安係 警備係 外事係
	警務課	警務係 留置管理係
	会計課	会計係
	刑事第一課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 鑑識係 刑事庶務係
	刑事第二課	知能犯係 組織犯罪対策係
	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域第一課	地域企画係 地域係
	地域第二課	地域係
宝塚警察署	地域第三課	地域係
	交通課	交通総務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	警備係 外事係
	警務課	警務係 被害者県民支援係 留置管理係
	会計課	会計係
	刑事第一課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 鑑識係 刑事庶務係
	刑事第二課	知能犯係 組織犯罪対策係
	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域第一課	地域企画係 地域係 直轄警ら隊
	地域第二課	地域係
三田警察署	地域第三課	地域係
	交通課	交通総務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	公安係 警備係 外事係
	警務課	警務係 留置管理係
	○ 会計課	会計係
	刑事課	強行盗犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係
	生活安全課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地域課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
篠山警察署	交通課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警備課	警備係
	警務課	警務係
	○ 会計課	会計係
	刑事生活安全課	捜査係 鑑識係 生活安全係
	地域課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
丹波警察署	交通課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	○ 警備課	警備係
	○ 警務課	警務係
丹波警察署	○ 会計課	会計係
	刑事課	強行盗犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係

明 石 警 察 署	生 活 安 全 課	生活安全係 環境経済係
	地 域 課	地域係
	交 通 課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
	警 務 課	警務係 被害者県民支援係
	留 置 管 理 課	留置管理係
	会 計 課	会計係
	刑 事 第 一 課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 強行盗犯第三係 引継事件捜査係 鑑識係 刑事庶務係
	刑 事 第 二 課	知能犯係 組織犯罪対策係 薬物銃器対策係
	生 活 安 全 課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地 域 第 一 課	地域企画係 地域係 直轄警5隊
	地 域 第 二 課	地域係
	地 域 第 三 課	地域係
	交 通 第 一 課	交通総務係 交通規制係 送致係 交通指導第一係 交通指導第二係
	交 通 第 二 課	交通事故捜査第一係 交通事故捜査第二係
	警 備 課	公安係 警備係 外事係
	警 務 課	警務係 留置管理係
	○ 会 計 課	会計係
三 木 警 察 署	刑 事 課	強行盗犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係
	生 活 安 全 課	生活安全係 環境経済係
	地 域 課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交 通 課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
	警 務 課	警務係 留置管理係
	○ 会 計 課	会計係
	刑 事 課	強行盗犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係
社 会 警 察 署	生 活 安 全 課	生活安全係 環境経済係
	地 域 課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交 通 課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
	警 務 課	警務係 留置管理係
	○ 会 計 課	会計係
	刑 事 課	強行盗犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係
	生 活 安 全 課	生活安全係 環境経済係
加 西 警 察 署	地 域 課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交 通 課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
	警 務 課	警務係 留置管理係
	○ 会 計 課	会計係
	刑 事 課	強行盗犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係
	生 活 安 全 課	生活安全係
	地 域 課	地域係
西 脇 警 察 署	交 通 課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
	警 務 課	警務係 留置管理係
	○ 会 計 課	会計係
	刑 事 課	強行盗犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係
	生 活 安 全 課	生活安全係
	地 域 課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交 通 課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
加 古 川 警 察 署	警 備 課	警備係
	警 務 課	警務係 被害者県民支援係
	留 置 管 理 課	留置管理係
	会 計 課	会計係
	刑 事 第 一 課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 強行盗犯第三係 引継事件捜査係 鑑識係 刑事庶務係
	刑 事 第 二 課	知能犯係 組織犯罪対策係 薬物銃器対策係
	生 活 安 全 課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地 域 第 一 課	地域企画係 地域係 直轄警5隊
	地 域 第 二 課	地域係
	地 域 第 三 課	地域係
	交 通 第 一 課	交通総務係 交通規制係 送致係 交通指導第一係 交通指導第二係
	交 通 第 二 課	交通事故捜査第一係 交通事故捜査第二係
	警 備 課	公安係 警備係 外事係
	警 務 課	警務係 留置管理係
高 砂	警 務 課	警務係 留置管理係

警察署	○ 会 計 課	会計係
	刑 事 課	強行盗犯係 知能犯係 組織犯罪対策係 鑑識係
	生 活 安 全 課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地 域 課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交 通 課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
姫路警察署	警 備 課	警備係
	警 務 課	警務係 被害者県民支援係
	留 置 管 理 課	留置管理係
	会 計 課	会計係
	刑 事 第 一 課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 強行盗犯第三係 引継事件捜査係 鑑識係 刑事庶務係
	刑 事 第 二 課	知能犯第一係 知能犯第二係
	組織犯罪対策課	組織犯罪対策第一係 組織犯罪対策第二係 薬物銃器対策係
	生活安全第一課	生活安全係 銃砲刀剣火薬係 少年係
	生活安全第二課	風俗捜査係 環境経済係
	地 域 第 一 課	地域企画係 地域係
	地 域 第 二 課	地域係
	地 域 第 三 課	地域係
	地 域 第 四 課	直轄署ら隊
	交 通 第 一 課	交通総務係 交通規制係 送致係 交通指導第一係 交通指導第二係
	交 通 第 二 課	交通事故捜査第一係 交通事故捜査第二係
	警 備 課	公安係 警備係 外事係
	警 務 課	警務係 留置管理係
飾磨警察署	会 計 課	会計係
	刑 事 第 一 課	強行盗犯第一係 強行盗犯第二係 鑑識係 刑事庶務係
	刑 事 第 二 課	知能犯係 組織犯罪対策係
	生 活 安 全 課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地 域 第 一 課	地域企画係 地域係
	地 域 第 二 課	地域係
	地 域 第 三 課	地域係
	交 通 課	交通総務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	公安係 警備係 外事係
	警 務 課	警務係 留置管理係
網干警察署	○ 会 計 課	会計係
	刑 事 課	強行盗犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係
	生 活 安 全 課	生活安全係 環境経済係
	地 域 課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交 通 課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
	警 務 課	警務係 留置管理係
福崎警察署	○ 会 計 課	会計係
	刑 事 課	強行盗犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係
	生 活 安 全 課	生活安全係
	地 域 課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交 通 課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
	警 務 課	警務係 留置管理係
たつの警察署	会 計 課	会計係
	刑 事 課	強行盗犯係 知能犯係 組織犯罪対策係 鑑識係
	生 活 安 全 課	生活安全係 少年係 環境経済係
	地 域 課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交 通 課	交通総務係 交通規制係 交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
	警 務 課	警務係 留置管理係
相生警察署	○ 会 計 課	会計係
	刑事生活安全課	強行盗犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係 生活安全係
	地 域 課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交 通 課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	○ 警 備 課	警備係
赤穂	警 務 課	警務係 留置管理係

警 察 署	○ 会 計 課	會計係
	刑 事 課	強行盜犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係
	生 活 安 全 課	生活安全係
	地 域 課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交 通 課	交通總務係 交通指導係 交通事故捜査係
	○ 警 備 課	警備係
佐 用 警 察 署	警 務 課	警務係
	○ 会 計 課	會計係
	刑事生活安全課	捜査係 鑑識係 生活安全係
	地 域 課	地域係
	交 通 課	交通總務係 交通指導係 交通事故捜査係
	○ 警 備 課	警備係
大 栗 警 察 署	警 務 課	警務係 留置管理係
	○ 会 計 課	會計係
	刑事生活安全課	捜査係 鑑識係 生活安全係
	地 域 課	地域係
	交 通 課	交通總務係 交通指導係 交通事故捜査係
	○ 警 備 課	警備係
朝 来 警 察 署	警 務 課	警務係 留置管理係
	○ 会 計 課	會計係
	刑事生活安全課	捜査係 鑑識係 生活安全係
	地 域 課	地域係
	交 通 課	交通總務係 交通指導係 交通事故捜査係
	○ 警 備 課	警備係
養 父 警 察 署	警 務 課	警務係 留置管理係
	○ 会 計 課	會計係
	刑事生活安全課	捜査係 鑑識係 生活安全係
	地 域 課	地域係
	交 通 課	交通總務係 交通指導係 交通事故捜査係
	○ 警 備 課	警備係
豊 岡 南 警 察 署	警 務 課	警務係 留置管理係
	○ 会 計 課	會計係
	刑 事 課	強行盜犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係
	生 活 安 全 課	生活安全係 環境経済係
	地 域 課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交 通 課	交通總務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
	○ 警 務 課	警務係
豊 岡 北 警 察 署	警 務 課	警務係
	○ 会 計 課	會計係
	刑事生活安全課	捜査係 鑑識係 生活安全係
	地 域 交 通 課	地域係 交通係
	○ 警 備 課	警備係
	○ 警 務 課	警務係 留置管理係
美 方 警 察 署	○ 会 計 課	會計係
	刑事生活安全課	捜査係 鑑識係 生活安全係
	地 域 課	地域係
	交 通 課	交通總務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
	○ 警 務 課	警務係 留置管理係
洲 本 警 察 署	○ 会 計 課	會計係
	刑 事 課	強行盜犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係
	生 活 安 全 課	生活安全係
	地 域 課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	交 通 課	交通總務係 交通指導係 交通事故捜査係
	警 備 課	警備係
	○ 警 務 課	警務係 留置管理係
淡 路 警 察 署	○ 会 計 課	會計係
	刑事生活安全課	強行盜犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係 生活安全係
	地 域 課	地域企画係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
	○ 警 務 課	警務係 留置管理係

南あわじ 警察署	交 通 課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	○ 警 備 課	警備係
	警 務 課	警務係 留置管理係
	○ 会 計 課	会計係
	刑 事 課	強行盗犯係 知能犯組織犯罪対策係 鑑識係
	生 活 安 全 課	生活安全係
	地 域 課	地域係
	交 通 課	交通総務係 交通指導係 交通事故捜査係
	○ 警 備 課	警備係

(注) 課長は、警部の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員を充てるものとする。ただし、○印の課の課長については警部補の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもって充てるものとする。

別表第9 (第11条関係)

警 察 署 に 置 く 課 の 分 掌 事 務

課 名		分 掌 事 務
警 務 課	警 務 課	1 公印の管守に関する事。 2 文書類の收受、発送及び保管に関する事。 3 警察証明に関する事。 4 広報及び広聴に関する事。 5 情報公開に関する事。 6 個人情報の保護に関する事。 7 けん銃に関する事。 8 車両の保守及び使用管理に関する事。 9 情報管理システムの運用管理に関する事。 10 人事及び服務に関する事。 11 被害者支援に関する事。 12 犯罪被害者等給付金に関する事。 13 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第3条第1項に規定する給付金に関する事。 14 公務災害補償等に関する事。 15 警察官の職務に協力援助した者の災害発生報告等に関する事。 16 警察署協議会に関する事。 17 教養訓練に関する事。 18 警察有線通信の使用管理に関する事。 19 健康管理及び福利厚生に関する事。 20 表彰及び懲戒に関する事。 21 被疑者取調べの監督に関する事。 22 他の課の所掌に属しない事。
	留 置 管 理 課	1 留置施設の管理に関する事。 2 被留置者の看守及び護送に関する事。
会 計 課		1 会計事務に関する事。 2 給与に関する事。 3 物品の調達、管理及び処分に関する事。 4 支給品及び貸与品（けん銃を除く。）に関する事。 5 庁舎、公舎その他施設の管理に関する事。 6 遺失物及び拾得物に関する事。
刑 事 課	刑 事 第 一 課	1 凶悪犯罪の捜査に関する事。 2 特殊事件の捜査に関する事。 3 粗暴犯罪の捜査に関する事。 4 火災事件の捜査に関する事。 5 窃盗犯罪の捜査に関する事。 6 検視に関する事。 7 犯罪鑑識に関する事。 8 犯罪統計及び事件の送致等に関する事。 9 被害者連絡制度に関する事。 10 その他署長が命ずる犯罪の捜査に関する事。
	刑 事	1 知能犯罪の捜査に関する事。 2 選挙犯罪の捜査に関する事。 3 不動産侵害犯罪の捜査に関する事。

事	刑 事 第二課	第二課	4 告訴事件及び告発事件の処理に関すること。 5 その他署長が命ずる犯罪の捜査に関すること。
		組織犯罪 対策課	1 暴力団対策に関すること。 2 薬物及び銃器対策に関すること。 3 国際組織犯罪対策に関すること。 4 その他署長が命ずる犯罪の捜査に関すること。
生 活 安 全 課	生活安全第一課		1 犯罪等に係る市民生活の安全と平穩に関する施策の推進に関すること。 2 犯罪の予防に関すること。 3 警察安全相談及び防犯指導に関すること。 4 行方不明者、迷い子その他要保護者の手配及び保護に関すること。 5 警備業の認定、指導及び行政処分に関すること。 6 探偵業の届出の受理、指導及び行政処分に関すること。 7 風俗営業の許可並びに風俗営業等の届出の受理、指導及び行政処分に関すること。 8 質屋営業、古物営業及び金属くず営業の許可、指導及び行政処分に関すること。 9 インターネット異性紹介事業の届出の受理、指導及び行政処分に関すること。 10 ストーカー関係事犯に関すること。 11 配偶者からの暴力関係事犯に関すること。 12 銃砲刀剣類の所持許可、指導及び行政処分に関すること。 13 火薬類の運搬証明及び猟銃用火薬類等の譲渡等の許可に関すること。 14 火薬類、高圧ガスその他危険物の指導及び行政処分に関すること。 15 少年の補導に関すること。 16 非行少年に係る事件の捜査及び調査に関すること。 17 少年相談に関すること。 18 福祉犯の捜査に関すること。 19 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。 20 少年をめぐる有害環境の浄化に関すること。 21 少年補導員等の運用に関すること。 22 犯罪その他少年の健全育成を阻害する行為による被害を受けた少年の保護に関すること。
		生活安全第二課	1 警備業の取締りに関すること。 2 探偵業の取締りに関すること。 3 インターネット異性紹介事業の取締りに関すること。 4 風俗営業等の取締りに関すること。 5 質屋営業、古物営業及び金属くず営業の取締りに関すること。 6 売春関係事犯の取締りに関すること。 7 風俗関係事犯の取締りに関すること。 8 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。 9 密貿易関係事犯の取締りに関すること。 10 銃砲刀剣類、火薬類、高圧ガスその他危険物関係事犯の取締り（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）に関すること。 11 狩猟に係る事犯の取締りに関すること。 12 公害（交通公害を除く。）関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。 13 公害（交通公害を除く。）相談及び悪質商法相談に関すること。 14 保健衛生関係事犯（薬物銃器対策課の所掌に属するものを除く。）の取締りに関すること。 15 金融及び不動産関係事犯の取締りに関すること。 16 訪問販売事犯その他の生活経済関係事犯の取締りに関すること。 17 商標権、著作権その他の知的財産権侵害関係事犯の取締りに関すること。 18 軽犯罪、公衆に迷惑をかける行為等の取締りに関すること。 19 不正アクセス関係事犯の取締りに関すること。 20 他の課の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。 21 その他署長が命ずる犯罪の捜査に関すること。
地 域 課	地域課	地域第一課	1 地域警察に関すること。 2 緊急配備に関すること。 3 警察無線通信の使用管理に関すること。 4 一般警戒及び雑踏警備に関すること。
		地域第二課	5 水難、山岳その他の事故における人命救助及びこれらの事故の防止に関すること。 6 警ら用無線自動車の運用に関すること。
		地域	7 移動交番車の運用に関すること（関係警察署に限る。） 8 警察用船舶の運用に関すること（関係警察署に限る。）
		地域	

城	第三課	第三課	9 水上における警ら、警戒及び交通の安全の確保に関すること。
	地 域 第一課	地 域 第一課	地域警察等の活動の企画に関すること。
		地 域 第一課	署長の命ずる事項の処理に関すること。
		地 域 第四課	
交 通 課	交 通 課	交通 第一課	1 交通安全教育及び交通安全広報に関すること。
			2 交通安全運動に関すること。
			3 緊急自動車等の指定及び届出に関すること。
			4 安全運転管理者に関すること。
			5 交通事故統計及び交通事故分析に関すること。
			6 交通相談に関すること。
			7 交通規制に関すること。
			8 交通安全施設の管理に関すること。
			9 自動車の保管場所の証明に関すること。
			10 道路使用、制限外積載等の許可に関すること。
			11 交通の指導取締りに関すること。
			12 暴走族の取締りに関すること。
			13 交通切符及び交通反則切符の処理に関すること。
			14 放置車両の確認及び標章の取付けに関すること。
			15 放置違反金及びその延滞金に関すること。
			16 運転免許事務に関すること。
			17 その他交通第二課の所掌に属しない交通関係事務に関すること。
	交通 第二課	1 交通事故事件の捜査に関すること。	
		2 その他署長が命ずる犯罪の捜査に関すること。	
警 備 課	警 備 課	1 警備情報（外国人に係るものを除く。）に関すること。	
		2 警衛及び警護に関すること。	
		3 警備犯罪（外事犯罪を除く。）に関すること。	
		4 治安警備及び災害警備に関すること。	
		5 警備訓練に関すること。	
	外 事 課	1 外国人に係る警備情報に関すること。	
2 外事犯罪の捜査に関すること。			
3 来日外国人問題対策に関すること。			

別表第11 (第14条関係)

警視派出所等及び警備派出所に置く係並びに隊の名称及び分掌事務

1 警視派出所等に置く係の名称及び分掌事務

警視派出所等の名称	係	
	名 称	分 掌 事 務
小野警視派出所	生活安全係	1 風俗営業の許可並びに風俗営業等の届出の受理及び指導に関すること。 2 質屋営業、古物営業及び金属くず営業の許可及び指導に関すること。 3 銃砲刀剣類の所持許可及び指導に関すること。 4 猟銃用火薬類等の譲渡等の許可に関すること。
	交通係	1 道路使用、制限外積載等の許可に関すること。 2 運転免許事務に関すること。
港島警部派出所	交通係	1 道路使用、制限外積載等の許可に関すること。 2 運転免許事務に関すること。
上郡警部派出所	生活安全係	1 風俗営業の許可並びに風俗営業等の届出の受理及び指導に関すること。 2 質屋営業、古物営業及び金属くず営業の許可及び指導に関すること。 3 銃砲刀剣類の所持許可及び指導に関すること。 4 火薬類の運搬証明及び猟銃用火薬類等の譲渡等の許可に関すること。
	交通係	1 自動車の保管場所の証明に関すること。 2 道路使用、制限外積載等の許可に関すること。 3 運転免許事務に関すること。
安積警部派出所	生活安全係	1 風俗営業の許可並びに風俗営業等の届出の受理及び指導に関すること。 2 質屋営業、古物営業及び金属くず営業の許可及び指導に関すること。 3 銃砲刀剣類の所持許可及び指導に関すること。 4 火薬類の運搬証明及び猟銃用火薬類等の譲渡等の許可に関すること。
	交通係	1 自動車の保管場所の証明に関すること。 2 道路使用、制限外積載等の許可に関すること。 3 運転免許事務に関すること。
生野警部派出所	生活安全係	1 風俗営業の許可並びに風俗営業等の届出の受理及び指導に関すること。 2 質屋営業、古物営業及び金属くず営業の許可及び指導に関すること。 3 銃砲刀剣類の所持許可及び指導に関すること。 4 火薬類の運搬証明及び猟銃用火薬類等の譲渡等の許可に関すること。
	交通係	1 自動車の保管場所の証明に関すること。 2 道路使用、制限外積載等の許可に関すること。 3 運転免許事務に関すること。
日高警部派出所	生活安全係	1 風俗営業の許可並びに風俗営業等の届出の受理及び指導に関すること。 2 銃砲刀剣類の所持許可及び指導に関すること。
	交通係	1 自動車の保管場所の証明に関すること。 2 道路使用、制限外積載等の許可に関すること。 3 運転免許事務に関すること。
出石警部派出所	生活安全係	1 風俗営業の許可並びに風俗営業等の届出の受理及び指導に関すること。 2 質屋営業、古物営業及び金属くず営業の許可及び指導に関すること。 3 銃砲刀剣類の所持許可及び指導に関すること。 4 火薬類の運搬証明及び猟銃用火薬類等の譲渡等の許可に関すること。
	交通係	1 自動車の保管場所の証明に関すること。 2 道路使用、制限外積載等の許可に関すること。 3 運転免許事務に関すること。
村岡警部派出所	生活安全係	1 質屋営業、古物営業及び金属くず営業の許可及び指導に関すること。 2 銃砲刀剣類の所持許可及び指導に関すること。 3 火薬類の運搬証明及び猟銃用火薬類等の譲渡等の許可に関すること。
	交通係	1 自動車の保管場所の証明に関すること。 2 道路使用、制限外積載等の許可に関すること。 3 運転免許事務に関すること。
香住警部派出所	生活安全係	1 風俗営業の許可並びに風俗営業等の届出の受理及び指導に関すること。 2 質屋営業、古物営業及び金属くず営業の許可及び指導に関すること。 3 銃砲刀剣類の所持許可及び指導に関すること。 4 火薬類の運搬証明及び猟銃用火薬類等の譲渡等の許可に関すること。

	交 通 係	1 自動車の保管場所の証明に関すること。 2 道路使用、制限外積載等の許可に関すること。 3 運転免許事務に関すること。
津 名 警 部 派 出 所	交 通 係	1 道路使用、制限外積載等の許可に関すること。 2 運転免許事務に関すること。
津 名 西 警 部 派 出 所	生 活 安 全 係	1 風俗営業の許可並びに風俗営業等の届出の受理及び指導に関すること。 2 質屋営業、古物営業及び金属くず営業の許可及び指導に関すること。 3 銃砲刀剣類の所持許可及び指導に関すること。 4 火薬類の運搬証明及び猟銃用火薬類等の譲渡等の許可に関すること。
	交 通 係	1 自動車の保管場所の証明に関すること。 2 道路使用、制限外積載等の許可に関すること。 3 運転免許事務に関すること。
福 良 警 部 派 出 所	生 活 安 全 係	1 風俗営業の許可並びに風俗営業等の届出の受理及び指導に関すること。 2 古物営業及び金属くず営業の許可及び指導に関すること。 3 銃砲刀剣類の所持許可及び指導に関すること。
	交 通 係	道路使用、制限外積載等の許可に関すること。

2 警備派出所に置く隊の名称及び分掌事務

名 称	分 掌 事 務
空 港 警 備 隊	警備区域内の警戒警備に関すること

別表第12（第36条関係）

担 当 官 の 担 当 事 務

職 名	担 当 事 務
警 務 官	1 総務警察（会計課（別表第10の3に規定する会計課をいう。）の所掌に属するものを除く。以下同じ。）及び警務警察の運営に関すること。 2 総務警察及び警務警察に係る重要な企画、立案及び調整に関すること。 3 総務警察及び警務警察に係る指導教養に関すること。 4 その他署長の命ずること。
刑 事 生 活 安 全 官	1 刑事警察及び組織犯罪対策の運営に関すること。 2 刑事事件の捜査指揮及び捜査運営並びに事件記録の総括整理に関すること。 3 刑事警察及び組織犯罪対策に係る重要な企画、立案及び調整に関すること。 4 刑事警察及び組織犯罪対策に係る指導教養に関すること。 5 その他署長の命ずること。
	1 生活安全警察の運営に関すること。 2 生活安全警察に関する事件の捜査指揮及び捜査運営並びに事件記録の総括整理に関すること。 3 生活安全警察に係る重要な企画、立案及び調整に関すること。 4 生活安全警察に係る指導教養に関すること。 5 その他署長の命ずること。
地 域 交 通 官	1 地域警察等の運営に関すること。 2 地域警察等に係る重要な企画、立案及び調整に関すること。 3 地域警察等に係る指導教養に関すること。 4 その他署長の命ずること。
	1 交通警察の運営に関すること。 2 交通事故事件の捜査指揮及び捜査運営並びに事件記録の総括整理に関すること。 3 交通警察に係る重要な企画、立案及び調整に関すること。 4 交通警察に係る指導教養に関すること。 5 その他署長の命ずること。
警 備 官	1 警備警察の運営に関すること。 2 警備事件の捜査指揮及び捜査運営並びに事件記録の総括整理に関すること。 3 警備警察に係る重要な企画、立案及び調整に関すること。 4 警備警察に係る指導教養に関すること。 5 その他署長の命ずること。

別表第13（第46条関係）

技 能 職 員 の 職 名 及 び 職 務

職 名	職 務
文 書 事 務 員	上司の命を受け、文書の使送、整理等の業務に従事する。
主 任 機 械 整 備 員	上司の命を受け、機械工、電気工、自動車整備工その他の製作、加工、修理等の業務に従事する。
機 械 整 備 員	
主 任 船 舶 技 術 員	上司の命を受け、船舶の甲板業務、機関業務及びこれに関連する業務に従事する。
船 舶 技 術 員	
主 任 汽 かん 技 術 員	上司の命を受け、庁舎のボイラー操作等の業務に従事する。
汽 かん 技 術 員	
主 任 電 話 交 換 員	上司の命を受け、電話交換設備の操作業務等に従事する。
電 話 交 換 員	
主 任 調 理 員	上司の命を受け、給食施設における調理作業等に従事する。
調 理 員	
印 刷 作 業 員	上司の命を受け、文書の印刷、製本等の業務の補助に従事する。
給 食 員	上司の命を受け、給食施設における炊事、配膳等の作業に従事する。
用 務 員	上司の命を受け、庁舎等の清掃、使送等の作業に従事する。

別記様式（第45条関係）

職務任免簿

決 裁		氏 名	階 級 (身 分)	職 務 内 容	任 命 年 月 日 (前 所 属 等)	確 認 印
所 属 長	次 席 ・ 副 署 長 等				解 除 年 月 日 (転 出 先 等)	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	
					. . ()	